

杉並区議会議事録

都市計画道路132号線関連のみ抜粋

平成 30 年 9 月 12 日	定例会	03
平成 30 年 11 月 20 日	定例会	12
平成 31 年 2 月 13 日	定例会	15
平成 31 年 2 月 14 日	定例会	17
令和元年 6 月 3 日	定例会	20
令和元年 9 月 12 日	定例会	32
令和元年 6 月 7 日	都市環境委員会	43
令和元年 9 月 19 日	都市環境委員会	45
令和元年 11 月 27 日	都市環境委員会	56
令和 2 年 2 月 12 日	定例会	62
令和 2 年 2 月 17 日	定例会	65
令和 2 年 2 月 21 日	都市環境委員会	68
令和 2 年 6 月 8 日	都市環境委員会	79

平成 30 年 9 月 12 日 杉並区議会定例会

副議長（中村康弘議員） 議長の職務を代行いたします。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員は、前回の会議と同様であります。

これより日程に入ります。

日程第 1、一般質問に入ります。

通告順にこれを許可いたします。

48 番富本卓議員。（48 番（富本卓議員）登壇）

48 番（富本卓議員） 質問に入ります前に、まず、ことしは地震、水害、風害等、残念ながら日本各地で災害が多発しております。本日、我が会派からも 4 名の一般質問者が出ますが、とりあえず代表して私から、改めて被害に遭われた方々にお見舞い、お悔やみを申し上げるとともに、一刻も早い復旧を願うものであります。

では、私、富本卓、一般質問を行わせていただきます。

質問の項目は、1、西荻窪地域のまちづくりについて、2、人手不足の問題、人材確保策、働き方改革についてであります。明快かつ簡潔な答弁を求めるものであります。一部、代表質問と重なるところがありますが、御了承願いたいと思っております。

通告の 1 つ目の西荻窪地域のまちづくりについてですが、今回は、第四次事業化計画の中で優先整備路線となった都市計画道路補助線街路第 132 号線、以下計画道路と称しますけれども、を中心に質問してまいります。

この計画道路については、これまで何度か話題に上がり、そのた

び地元ではさまざまな意見が飛び交ってきましたが、その中で地域として、この計画道路についてどうしてもすっきりしない思いや疑問が長年内包しております。今回の質問では、地元の議員としてそれらについて率直に伺ってまいりますので、ぜひ、地元の方々のためにもすっきりする答弁をお願いいたします。

そこで、まず前段として、改めてこの計画道路の目的、これまでの経緯、今後のスケジュール、予算見込み等についてお示しをいただきたい。

地元の疑問の第 1 は、区がこの計画道路を進める主な理由として、防災力の強化と拠点間の連携、拠点の整備を挙げていますけれども、費用対効果等を考えると、道路を拡張することが果たして本当にこれらの防災力の強化、向上につながるのか、拠点の整備、連携につながるのか、どのぐらいつながるのかというのが大変疑問であります。

この疑問を解消するには、その理由をしつかりと裏づける具体的な数値などの客観的なデータを示すことや、例えば杉並区の防災計画の中でこの道路がどのように利用されるとか、どう位置づけられるとか、そのようなことを示す必要があると思います。そうでなければ、この計画の原案自体は昭和 2 年、現在の計画が立案されたのが昭和 41 年、50 年以上も前に策定された計画をなぜ今になってやるのか、この点の疑問を持っている人々たちを納得させることは厳しいのではないかと思います。現状では、区が挙げていますような理由は、どうしても計画ありきの後づけ感が否めないように感じます。区の見解を問うものであります。

2 点目は、計画道路の線引きのあり方についてです。

この計画道路は、青梅街道がありまして、真つすぐ駅を通りまして、一気に五日市街道まで行く一本道ではなくて、なぜか南口の西武信用金庫、この前強盗があったところですね、あそこを曲がりまして、神明通りを曲がって、そしてまた五日市街道のほうへ抜けていくという、何とも不自然な形となっており、その事業実施効果にも、その点、疑問を感じる方が大変多いわけです。

そこで伺います。なぜ、そもそもあのよう不自然な計画案になっているのか。また、反対はあるかもしれないけれども、やるならば一気に通してしまおうというような発想を持つてないのでしょうか。また、現状、計画を進めるのは南の西武信金のところまでなんですけれども、その先の整備はどうなっているんでしょうか。途中までやってもどこまで実施効果があるんですか、こういった声が地元ではありますけれども、これらの問いについての区の見解を問うものであります。

3点目は、この計画道路の実現が西荻窪のまちづくりにとっての寄与しているのか、そして西荻窪というまちはどう変わるのか、この点のビジョンが全く示されていない点であります。

西荻窪の抱える大きな課題として、中央線4駅の中で、駅前ロータリーが唯一ないという点があります。また、駅前、特に南口に関しては、飲み屋街は人気のあるところですから、防火、防災上は大変課題の多い地域であります。また、発災時の帰宅困難者対策についても、西荻窪は大きな会社などがあり、現状は絵に描いた餅でも話が進んでいない段階です。加えて、西荻窪駅のそば、南口では、今はまだ本場に小さな芽ではありますけれども、再開発の動きも少しずつ出てきております。

さて、西荻窪は、20を超す単会商店街があり、連合会も有しております。西荻窪駅周辺は、商店街とともに発展してきたという特色、歴史があるわけです。当該計画道路に関連する商店街を挙げてみますと、北から、宿町商興会、西荻北銀座商友会、西荻北銀座本町会、西荻北銀座銀商会、西荻伏見通り商店街振興組合、西荻窪銀座会、西荻南口仲通り商店会、西荻東銀座会と、8つの商店街にも及ぶわけです。

これらの商店街からは、次のような不安の声が上がっています。これらの商店街の構成は、計画道路を挟んで左右、南北に分かれているのではなくて、道路を挟んで1つずつ商店街が構成をされているわけです。ですので、この道路の拡張によって、商店街の構成そのものを揺るがしかねないという不安があります。特に駅の南側の部分では、お店の半分、真ん中に計画道路が線引きをされている状況で、店そのもの、商店街そのものの存続も危ぶまれる不安、駅前の銀座会や銀商会には、商店街の財産でもありますアーケードが設置をされておりませんが、これが今後どうなるのかという不安、また町並みの変化で人の流れが変わったりすることがあれば、それぞれの店の売り上げなどにも影響が出るのではないかと不安などがあるわけです。

区も、先月の30日に、この商店街の関係者に対して説明会を実施、それ自体は一定の評価をいたしますけれども、あくまでも計画の説明であり、商店や商店街側に立った視点はやや欠けているように感じました。今般、これらの不安に対する的確かつ丁寧な対応を強く求めるものであります。説明会を経ての区の率直な思いをお聞かせいただきたいと思っております。

そうした中、私は、確かに防災力の強化や拠点整備という目的も大切ですが、この道路の計画を進めていく真の目的は、まさに西荻窪のまちづくりをどうしていくのか、ここにあるべきではないかと思えます。そして、その大きな起爆剤として、この計画道路事業の推進があるのではないかと考えます。

区当局も、地域でのまちづくり懇談会の設置を検討し始め、少しずつその動きは進んでいるようですが、どうもその進め方、考え方の順序が逆に思えてなりません。道路が先、まちづくりが後になっていきます。それにより、現状は、残念ながら、区の所管がただ計画をやみくもに進めているように地域には映っているのではないのか危惧しますけれども、所見を問うものであります。

また、私には、西荻窪の皆さんの住民性とこの計画道路がうまくリンクし切れていないようにも感じています。西荻住民は、どこか発展し切れない西荻窪が好きです。例えば商店街の人たちは、自分たちの商店街を閑静な商店街と、自虐気味に表現します。また、南口の飲み屋街が愛されている理由も、そういった点にあるように感じます。吉祥寺と荻窪に挟まれる中で、ある意味、既に負けを認めているわけです。

ですので、利便性をただ求めるのではなく、不自由を受け入れながらも緩さを楽しみながら生きている、ほっとするまち西荻。正直、この住民性と道路の拡張、ある意味ミスマッチです。この溝をしっかりと埋めていくためには、行政と地域住民がともに考え、ともにつくり上げた夢あるビジョンが必要だと思えます。ぜひとも西荻窪、そして西荻住民をよく理解しての施策の運営を望むものであります。

ここからは、この説明会に商店街の一員として参加し感じた思いを、率直に述べていきたいと思います。

区の皆さんの説明は、工事は5年から10年の期間で、駅前での実施は20年後ぐらいですかねと、こんなようなものでした。確かにそうですね、今後の展開も不透明な中ではいたし方ないと理解できます。ただ、そこに暮らす方、販売をする方にしてみれば、5年とか10年とか、まして20年となると、その人生の中では大きな違いがあるわけです。まして駅周辺の方にしてみれば、正直、いつ工事が始まるのか、全く見当がつかないわけです。非常に不安です。

それに加えて、説明を受けている方々の率直な思いはこうであります。説明している区の皆さんはどうせ異動があるんでしょ、5年後、10年後、まして20年後なんて関係ないんでしょと、こういう言い切れない突き放したような不信感があるわけです。そこで暮らす人、販売を営む人の生活や人生に大きくかわる、左右する仕事に取り組んでいるんだという思いを改めて持って、しっかりと頑張っていただきたいと思うものであります。

そういう皆さんの思いをしっかりと酌んでいるという姿勢を示す意味で、私は、所管の土木だけでなく、商店街所管、町会などの地域所管、まちづくりの所管などが、仮称西荻まちづくり総合プロジェクトチームとして集結、地元の皆さんとともにまちづくりとして進めていくことがまずは必要ではないかと思えますが、区の見解を問います。

所管を問わず、西荻窪地域の担当なら、この問題については誰でも対応できる形を示すことができる、この問題について誰でも対応できるというような姿勢を示すことが、区のこの事業に対する意気込みを

示すことにもつながると思います。

大規模かつ地域に影響の大きい公共事業を進めるには、まずは行政とその計画への信頼性を確保することが大切であり、大前提でもあるわけであります。区の縦割り行政の壁を排して、庁内一丸で、地域の皆さんの思いをしっかりと受けとめてこの問題に取り組むという思いを込めて、区の力強い答弁を求めるものであります。

次に、この計画道路の近隣に位置します西荻地域区民センターの大規模改修工事について伺います。

改めて、計画の概要、スケジュール等、確認の意味で伺っておきます。

また、時代の変化とともに、区民センターそのものに求められる役割も変化をしていると思います。今回の改修で新たに工夫された点等がありましたら、お示しをいただければと思います。

この計画自体、現状、地域の方からも、特段大きな声での反対の声とかそういう声は上がっておりませんが、集会所等を頻繁に利用している方や、特にホールを利用している方からは、休館時の対応について、代替措置について不安の声があるように感じております。

そこで伺いますが、区はこれらの声をどのように認識をされているでしょうか。また、今後、どのような対応をとっていくお考えなのか、お尋ねをいたします。

考えられる方策としては、例えば近隣には杉並会館などもありますけれども、このような利用を積極的に進めていくことになるのかどうか、また周辺の学校などにもお願いをしていくのか。このあたりどうなんでしょうか。

しかし、残念ながら、この地域は区の施設が大変少ない地域でもあ

工夫を凝らし、地域の力を活用、乗り切っていくていただきたいと思えますけれども、この点の区の見解をお尋ねし、次の項の質問に入ります。

(略)

私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

副議長（中村康弘議員） 理事者の答弁を求めます。

土木担当部長。〔土木担当部長（吉野 稔）登壇〕

土木担当部長（吉野稔） 私からは、都市計画道路補助線街路第132号線に関する一連のお尋ねについてお答えします。

まず、経緯等に関するお尋ねですが、補助132号線については、防災性の向上や西荻窪駅へのアクセス性向上などの観点から、優先整備路線に指定し、事業を進めています。

平成19年度に地形測量からスタートした本事業は、現在、用地測量を実施してございます。用地測量は、南側の神明通りから分割して進めてきており、今年度、北側の青梅街道までの全区間が完了する予定でございます。今後は、青梅街道側から事業区間を3分割し、事業認可を経て、物件調査、その後用地折衝に入っていく予定でございます。第1区間の道路整備の見通しが立った段階で、次期以降の事業認可申請時期を検討してまいります。

予算につきましては、国、都の補助制度を活用して、整備を進めてまいります。

次に、整備目的に関するお尋ねにお答えします。

防災力の向上につきましては、当該路線が都の防災都市づくり推進

ります。そうした中で、私は以前の委員会でも、当該及び周辺地域の町会などの施設、例えば私の地元の井荻会館などの代替活用も、地域と積極的に相談し、お願いしていくのがよい方法ではないかと提案をいたしました。町会会館の改修や建てかえについて、補助金が交付をされています。現に井荻会館もこの制度を活用し、改修を行いました。加えて、現状、町会活動の閉塞感が言われる中、町会活動を地域の方にも周知する意味でも、有効な手段ではないかと思えます。そういった点からも、有益な方策と考えますが、この点についての区のこれまでの取り組みと見解をお尋ねいたします。

また、ホールについてはどのような対応策をお考えでしょうか。なかなか最近、杉並公会堂もカラオケとか踊りでは使えなくなっていますので、どうしても勤労福祉会館に集中しております。これらの方は、休館についてはいたし方ないと理解しておりますけれども、その間どうしようかと頭を悩ませております。特に、これらの会の方は高齢の方が多く、これを機に会自体をやめてしまおうかという意見も出ております。もしそうなってしまうことは、生涯教育とかそういうことでも非常に残念であります。もったいないと思います。

そこでお伺いしますけれども、このホールの代替策はどう考えていますか。特にその利用は土日、祝日に集中しておりますけれども、この点についてはいかがお考えでございましょうか。

私は、この西荻地域センターの改修を、今後続いていく代替土地のない状況での各地域センターの改修のモデルケースと捉え、対応していくべきと考えるものであります。高齢者の利用も多い中、安易に遠方の施設への代替利用を勧めるのではなく、区としてできる限り知恵と

計画で主要延焼遮断帯として位置づけられ、また、緊急輸送道路に位置づけられております。災害発生時に、幹線道路と防災拠点を相互に連絡する道路として、さらに避難道路として活用することを考えてございます。以上のことから、首都直下地震などの大規模災害に備え、喫緊に必要な事業と考えてございます。

もう一つの目的である拠点の整備、連携につきましては、車道、歩道を拡幅することにより、地域の拠点である西荻窪駅へのアクセス性を向上させます。加えて、駅前の空間を確保し、より安全で利用しやすい駅前広場を整備することで、西荻窪駅が地域の拠点としてさらに発展していくものと考えてございます。今後、事業化される各段階において、地元へは丁寧な、わかりやすい説明に努めてまいります。

次に、都市計画に関する一連のお尋ねですが、補助132号線については、昭和22年に都市計画決定され、昭和41年に変更されてございます。もともと関根橋から神明通りの区間は、駅へアクセスする路線と駅から離れた路線の2本の都市計画道路が並行して計画されてございました。先ほど申し上げた駅へのアクセス性向上などの観点から計画を集約し、駅へアクセスする路線を採用してございます。現計画に決定してから50年以上建築制限がかけられていたこともあり、現計画を変更する考えはございません。

区では、第四次事業化計画の優先整備区間を着実に整備し、神明通りから先の南側の区間につきましては、次期の事業化計画で検討を進めてまいります。

本事業は、自動車交通に対する整備効果だけでなく、歩道拡幅や無電柱化、バリアフリー化を行うことで、歩道利用者の安全性、利便

性向上などの整備効果があると考えてございます。それは今回の事業区間までの整備においても、十分期待できると考えてございます。

次に、西荻窪のまちづくりに関するお尋ねにお答えします。

西荻窪駅周辺のまちづくりについては、これまで地域住民へのアンケート調査やまちづくりワークショップの開催により、地域の方々の御意見の把握に努めてきたところですが、今後、都市計画道路の整備にかかわる事業スケジュール等が具体化することにより、地域におけるまちづくりへの関心がより高まっていくものと認識してございます。

区としては、都市計画道路の整備の具体化がまちづくりの大きな契機となりますので、地域の方々を初めとする関係者の幅広い御意見を伺いながら、まちの将来像の共有を図りつつ、西荻窪駅周辺まちづくり方針の策定に向けた検討など、庁内関係部署が一体となってまちづくりに取り組んでまいります。

今年度は、商店街、町会・自治会等との意見交換を進めるとともに、駅周辺の住民等を対象としたまちづくり懇談会を開催するなど、地域のまちづくりの機運醸成を図ってまいります。

私から最後に、区のまちづくりの進め方に関してのお尋ねにお答えします。

都市計画事業を進めていく上では、地元の合意形成が何よりも重要と考えております。区は、これまでの進め方により、関係部署がメンバーとなり事業を推進する体制はとっております。今後は、まちづくり関係部署に限らず、事業にかかわる全ての部署が一枚岩となって地元の課題や意向を共有し、全力で本事業に取り組んでまいる所存でございます。

次に、ホールの代替施設についてのお尋ねですが、区民会館ホールの土日の利用率は6割前後となっております。休館中はこれらの施設などを案内してまいりたいと存じます。また、各地域区民センターには、集会所を一体使用することによって100名前後の定員となるものもあり、こちらのほうもあわせて案内してまいりたいと存じます。

地域区民センターに関する御質問の最後となりますが、センター改修に当たったの区の姿勢についてのお尋ねがございました。地域区民センターは、区民の趣味や文化活動などに幅広く利用され、地域のコミュニティの拠点として大きな役割を果たしております。そうした中、今後、他の地域区民センターも老朽化に伴い改修時期を迎えますが、西荻地区区民センターの改修は、そのモデルケースになると考えております。

地域区民センターの大規模改修に当たりましては、休館期間が生じるなど区民の方に御迷惑をおかけいたしますが、御理解を得られるよう、丁寧な説明と代替施設の案内などに努めるとともに、町会会館の活用など地域の皆様の御協力も得ながら、着実に取り組んでまいりたいと存じます。

私からの最後となりますが、地域団体などの人材確保と今後の施策の展開に関する御質問にお答えいたします。

町会・自治会、商店会、民生児童委員などの地域を支えてきた団

でございます。

私からは以上でございます。

副議長(中村康弘議員) 区民生活部長。(区民生活部長(森雅之)登壇)
区民生活部長(森雅之) 私からは、西荻地区区民センターと地域団体の人材確保等に関する御質問にお答えいたします。

最初に、西荻地区区民センターの大規模改修に関する一連の御質問にお答えいたします。

初めに、改修の概要についてですが、空調やエレベーターなどの老朽化が著しい設備の更新や、より使いやすい施設となるよう、利用実態を踏まえ、総合受付を1階に移すなど諸室の配置の見直しを行うものでございます。

また、新たに工夫した点といたしましては、災害時の拠点として、非常用照明や発電機の更新に加え、電源喪失時でもトイレが使用できるように直結給水化を行うなど、防災機能を強化いたします。さらに、保育需要に対応するため、認可保育所の分園を整備いたします。

改修工事のスケジュールにつきましては、平成31年6月から平成32年10月までを予定しております。

次に、休館中の利用者の案内についてのお尋ねにお答えいたします。区では、改修計画の策定に当たり利用者アンケートを実施し、休館中の活動場所の確保に不安を感じる利用者に対しては、個別に代替施設を案内しているところでございます。御指摘の杉並会館や近隣の小中学校の学校開放につきましても、案内を行ってまいります。

次に、町会会館の活用についてでございますが、これまで町会とかわりのなかつた人が町会会館を利用することで、町会を身近に感じ、体などが、役員の高齢化や後継者不足に陥っている現状を重く受けとめております。その背景には、女性の社会進出の進展、高齢者の雇用の延長、自営業者の減少などにより、日中に活動できる人が限られていることがあると考えております。

そうした中、区は、地域団体などの活動紹介、地域人材育成講座や杉町連との連携による町会加入促進講座の開催など、地域人材の確保に向けた支援に努めてまいりましたが、残念ながら抜本的な問題解決には至っていないものと認識しております。

一方で、各種アンケート調査の結果などからも明らかのように、機会があれば地域貢献をしたいと考えている区民は少なくありません。こうした方々へ育成講座の御案内や、地域団体の活動内容を提供し、他方で、仕事帰りや休日の余暇を利用して参加できる機会をふやすなどの取り組みが必要と考えております。

このような取り組みも、直ちに大きな効果が得られるものではないとは考えておりますが、将来を見据え、試行錯誤を重ねながら、粘り強く取り組みを進めていくことが重要と考えております。

最後に、区の定型業務へのAIやRPAなどの新たな技術につきましては、今後の積極的な活用に向けて、研究を進めてまいりたいと存じます。

私からは以上でございます。(略)

48番(富本卓議員) 答弁いただき、ありがとうございます。何点か再質問いたします。

西荻のまちづくりの件なんですけれども、それなりに、区のほうと

しても進めたい理由は私もよくわかります。それはよくわかっていますし、それも地域の方も全然理解していないわけじゃないんですけれども、例えば、区のほうもまちづくりでいろいろな声を聞いていつていませけれども、西荻のまちの魅力は小さな店がたくさんあるんだとか、あと要望としては緑をふやしてほしいとかそういう要望であって、道路を云々大きく再開発してくれという声は余り聞かないんですよね。この辺とのギャップというのはどう埋めていくかというのがこれから勝負だと思んですが、その辺について、もう少し何か気合いの入れた答弁を求めておきたいということが1つあります。

それから次に、西荻のセンターの件で、いろいろ町会とも御協力いただいでやろうということで、その辺は評価をするんですけれども、今聞いていると、ホール、土日、今のやり方で大丈夫なんですか。そういうデータとして、例えば動かしてもそれで足りるよというふうになっているのか。

あと集会所を利用すると言っていますが、例えばカラオケとか踊りとかはうるさいですよ、集会所でやられると。そういうのが結構多いわけですよ。私も年に二、三回、踊ったり歌ったりしますけれども、ほかに議員さんも出ていると思いますけれども、そういうのを含めて、ホールの代替が今のようなやり方で、統計的に数を当てはめていくともうこれで大丈夫とおさまっていますよというふうになっているのかというあたりはどうなのかということをお伺いしておきたい。

(略)

副議長（中村康弘議員） 理事者の答弁を求めます。

土木担当部長。

〔土木担当部長（吉野稔）登壇〕

いような環境をそれぞれの団体がつくっていく必要があるというふうな認識は持っております。そういった働きかけを団体のほうにはきちんとしていきたいというふうには思っているところですが、何せそれぞれの団体のさまざまな考え方、御事情があるものですから、ただ、そうした形に努めてはまいりたいというふうに考えております。

また、区といたしましては、各団体にお願する事務の負担というものも大きなものがあるというふうに考えておりますので、そうしたのも、庁内各所管に私どものほうから申し出て軽減に努めてまいりたい、このように考えております。

私からは以上でございます。

副議長（中村康弘議員） 以上で富本卓議員の一般質問を終わります。

土木担当部長（吉野稔） 再度の御質問についてお答えいたします。

道路を整備するだけでなく、まちづくりを道路につなげていく、道路整備とあわせて進めていくという中でいくと、実際に事業化が見えてこないとなかなか地域の中での議論も深まっていかないかなど、今後、今御指摘のあったことも含めて、道路ができていくことによって、どういったまちに変えていくかを十分丁寧に、区としても、関係部署だけでなくて、先ほども言いましたように、まちづくり部門以外も含めて情報を共有しながら、一緒にどういうまちにしていくかということとを、地元と十分話し合いながら進めていきたいと考えておりますので、ぜひ御協力をよろしくお願いいたします。

副議長（中村康弘議員） 区民生活部長。〔区民生活部長（森雅之）登壇〕
区民生活部長（森雅之） 再度の御質問にお答えいたします。

最初に、ホールの代替施設についてのお尋ねがございました。確かに、ホールの土日の利用率について、単純に数合わせだけではいかないということは十分認識しているところでございます。カラオケなどの今後の利用実態に合わせた、実情に合わせた形での御案内ができるよう、研究して、工夫してまいりたいと存じます。

ただ、先ほども申しましたが、区民会館のホールの土日の利用率というのは6割前後という形になっていますので、まずはそこを有効利用していく。それで今御指摘のあった、実情に合わせた御案内に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、団体の人材確保の支援というか、考え方というか、についての再度の御質問でございました。確かに、団体それぞれが活動している中で、昼間が中心になっていて、夜間だとかそういういった参加しやす

(略)
議長(大熊昌巳議員) 以上で松浦芳子議員の一般質問を終わります。

19番(山田耕平議員)。(19番(山田耕平議員)登壇)
19番(山田耕平議員) 日本共産党杉並区議団を代表して、消費税増税への対応、高齢者福祉、井荻駅北側エレベーター、補助132号線について一般質問します。

初めに、消費税増税が杉並区民に与える影響について確認します。

(略)

次の質問に移ります。

補助132号線、都市計画道路について確認します。

この整備方針は、西荻窪駅南側神明通りから北側の青梅街道まで、延長約1070メートルが事業区間で、既存道路を現在の約11メートルから約16メートルまで拡張する計画となっています。都の都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)で区内の優先整備路線とされ、区施行路線と位置づけられ、計画が動き出しました。決算特別委員会でも確認したところですが、改めて現在の進捗状況、事業区間の用地測量対象件数、完了件数、割合を確認します。また、現時点において、それぞれの区間の測量完了の見通しはいつごろと想定しているのか、確認します。

本来、用地測量を行った上で事業認可へと進む必要があると考えますが、さきの決算特別委員会での質疑で、区は、測量に関して、例えば、大阪府は280路線386キロメートル、京都府は105路線112キロメートル、福岡県で100路線132キロメートルを廃止しています。一方、東京都では、第四次事業化計画での大量整備方針に固執しており、重大な問題です。

補助132号線と同じく優先整備路線に位置づけられた補助227号線では、区長みずからが、住民がまちづくりの当事者として将来のまちのあり方を考えて議論が深まることを期待し、区としては当面見守るとしています。補助132号線においても、住民をまちづくりの当事者として計画の見直しも含め、今後のまちづくりのあり方を検討する機会を保障するべきではないのか、見解を求め、一般質問を終わります。

議長(大熊昌巳議員) 土木担当部長。(土木担当部長(吉野稔)登壇)
土木担当部長(吉野稔) 私からは、井荻駅エレベーターと補助132号線についての御質問にお答えします。

(略)

次に、補助132号線の用地測量の進捗状況に関するお尋ねですが、平成28年度実施区間は、測量件数98件、完了件数68件、完了率約69%。29年度区間は、測量件数64件、完了件数39件、完了率約61%。30年度区間は、現在鋭意作業中で、測量件数は23件程度になる見込みでございます。また、完了の見通しについては、相手方が関係することですので具体的に申し上げられませんが、引き続き完了に向けて取り組んでまいります。

事業認可に関するお尋ねですが、事業認可の手續において、用地測量の完了は必要要件ではございません。さきの決算特別委員会で

事業認可取得後も完了に向けて取り組んでいきたいと考えていると答弁しました。また、事業認可要件として、用地測量の進捗率の要件などはないが、用地測量が完了しないと用地取得の折衝に入れないことになるため、引き続き御理解を得られるよう丁寧に進めていくと答弁しています。区が地権者に対して丁寧に進めるとするのであれば、用地測量が完了もしない段階で事業認可を進めるべきではないと考えますが、区の見解を確認します。

さきの委員会質疑では、計画区間に居住する住民から、用地測量の実施について、都市計画道路との関連性を自覚しないまま測量が実施されていることに対して、不信の声が出されていることを紹介しました。区は、御意見をいただいていることとは異なりますが、当該地域の住宅には「測量お断り」のステッカーが張られ始めており、住民合意がない状況で計画が進められていることが示されています。区として、地権者の測量お断りの意思表示や計画見直しを求め、声を把握しているのか、確認します。また、区としてその声をどのように受けとめているのか、確認しておきます。

近隣は商店街や住宅が多く、西荻窪らしい町並みとともに、地域コミュニティ形成の核ともなっており、大規模な道路拡幅により沿線住民の多くが移転、立ち退きなどを迫られることになれば、地域コミュニティが破壊されることにもなりかねません。そもそも、この都市計画道路は50年前に計画決定されており、当時と現在では、都市計画道路のあり方そのものが大きく変化しています。本来であれば、都市計画道路の見直しが検討されるべきであり、現に他府県では大幅な見直しを実施しています。

も御答弁させていただきました。用地測量は土地所有者様との権利の境界を確認するもので、用地測量が完了しない場合、御提供をお願いする面積などがお示しできないこととなります。事業について、さまざまなお問い合わせなどをいただいておりますので、引き続き御理解を得られるよう丁寧に進めてまいります。

まちづくりに関するお尋ねの点にお答えします。
補助132号線については、これまで、平成19年から、説明会やオープンハウスなどで延べ700人以上の方々には事業説明を行ってまいりました。補助132号線の整備については、まちづくりの大きな契機となることから、地域の方々を初めとする関係者の皆様に幅広く御意見を伺いながら、西荻窪駅周辺まちづくり方針の策定に向けた検討などに取り組んでまいります。

私からは以上でございます。
議長(大熊昌巳議員) 19番(山田耕平議員)。(19番(山田耕平議員)登壇)

19番(山田耕平議員) 何点か再質問させていただきます。

(略)

最後に、補助132号線についてなんですが、補助227号線については、区は当面見守ると。住民がまちづくりの当事者として将来のまちのあり方を考えて議論が深まることを期待するとしておきながら、なぜ西荻の補助132号はそうしたスタンスでないのか、その点について再度答弁を求めて、終わります。

議長(大熊昌巳議員) 土木担当部長。(土木担当部長(吉野稔)登壇)
土木担当部長(吉野稔) 私からは、132号線の事業化について

の再度の御質問にお答えさせていただきます。

132号線につきましては、先ほど申し上げましたように平成19年から説明会を開始し、路線測量の説明会を21年に実施し、その後、具体的に地籍測量等しながら、地籍測量が調った段階で用地測量に取り組んできたところです。これまで丁寧に、都市計画道路の整備については年月をかけて地元の説明をしてきたと考えてございますので、地元のまちづくりも含めて、今後具体化に向けて取り組んでまいる所存でございます。

私からは以上でございます。

議長（大熊昌巳議員） 以上で山田耕平議員の一般質問を終わります。

平成31年2月13日 定例会

議長（大熊昌巳議員） 日本共産党杉並区議団代表、19番山田耕平議員。（19番（山田耕平議員）登壇）

19番（山田耕平議員） 日本共産党杉並区議団を代表して、予算編成方針とその概要、区政を取り巻く諸課題について代表質問します。

（略）

次に、外環道計画、都市計画道路、西武新宿線鉄道連続立体交差事業について確認します。

外環道計画において、とりわけ深刻な事態となっているのは、昨年発生した酸欠ガスの地上への噴出と地下水の複数箇所での噴出です。

国、事業者は、外環道計画における大深度地下の使用に当たり、地上部に影響を与えないと、再三にわたり説明してきました。しかし、現実には、国、事業者みずから想定外と認める地上への重大な影響が発生しています。地上に噴出した酸欠ガスは酸素濃度が極めて低く、一呼吸でもすれば瞬時に昏倒し、死亡しかねない事態です。計画沿線の善福寺池には、昨年、遅野井川親水施設が整備され、子供たちが善福寺池の水辺で川遊びをすることができるようになりました。至近を通過する外環道の影響が懸念されます。子供たちが遊ぶ水辺で酸欠ガスが発生すれば、取り返しのつかない事態にもなりかねません。近隣に住む母親は、子供への影響が心配で気軽に近寄れなくなるとの声を寄せており、住民の不安の声は高まっています。

地上への事象が発生していることそのものが大深度法の大前提を崩すものではないのか、地上への影響が発生していることは大深度法に反するものではないのか、区の見解を求めます。

この間の国、事業者の基礎自治体への不誠実な対応は深刻です。沿線自治体、議会、沿線住民から出されているさまざまな質問や要望に対し、説明責任は果たされていません。先ほど取り上げた酸欠ガスの発生への対応は、その最たるものです。酸欠ガスと地下水噴出については、世田谷区でのみ説明会が開催され、沿線自治体での住民説明会は未開催のまま、東名ジャンクション部では事業地外へ掘進を開始、大泉ジャンクション部では気泡発生を完全に抑制する方法が示されず、掘進式が強行されました。説明責任を果たさず工事を強行する国、事業者の姿勢は、住民の生命と安全を軽視するものです。住民や基礎自治体への説明責任を果たすよう求めるべきではないのか、見解を求めます。

1月30日、西荻窪駅南の神明通りから青梅街道までの道路拡幅計画となる補助132号線について、住民集会が開催されました。説明会には近隣住民60名弱が参加し、区議会各会派の議員も参加しました。住民集会では、補助132号線の都市計画について、計画ありきではなく、住民とともにまちづくりの観点も含めた再検討を求める声が寄せられました。また、中杉通りの延伸となる補助133号線についても、計画の見直しを求める住民の声が広がっています。近隣住民に確認したところ、計画の白紙撤回を求める賛同署名は、2月になり1,000筆以上が寄せられているとのことでした。

一方、同じ優先整備路線の補助227号線については、住民がま

ちづくりの当事者として議論が深まることを求め、区として当面見守るとの判断も示されています。補助132号線や補助188号線においても、地域住民の声を受けとめ、まちづくりの観点も含めて計画の再検討を進めるべきではないのか、区の見解を求めます。

議長（大熊昌巳議員） 理事者の答弁を求めます。

区長。（区長（田中良）登壇）

区長（田中良） 日本共産党杉並区議団を代表しての山田耕平議員の御質問にお答えを申し上げます。

（略）

次に、都市計画道路に関する御質問でございます。

補助132号線については、これまで説明会やオープンハウスなどで事業説明を行い、多くの地権者に御協力をいただきながら、着実に事業を進めているところでございます。

また、補助188号線については、災害時における事業効果などその必要性を十分御理解いただけるよう、事業主体である東京都と連携協力してまいります。

今後、都市計画道路の事業化に向けては、地域の方々を初めとする関係者の皆様に幅広く御意見を伺いながら、事業を進めてまいります。

なお、計画については、第四次事業化計画において検証を行っており、計画を見直す予定はございません。

（略）

平成31年2月14日 定例会

議長（大熊昌巳議員） これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員は、前回の会議と同様であります。

これより日程に入ります。

日程第1、一般質問に入ります。

通告順にこれを許可いたします。

31番浅井くにお議員。〔31番（浅井くにお議員）登壇〕

31番（浅井くにお議員） 私は、杉並区議会自由民主党の浅井くにおです。会派の一員として、通告に従い、区政一般について質問いたします。

質問項目は、1、西武新宿線の連続立体交差化について、2、区内の農地保全について、3、都市計画道路整備について、4、東京2020オリンピック・パラリンピックについて、以上4項目です。答弁につきましては、区民の方々が区の考えを理解できるように、具体的でわかりやすい内容となるようお願い申し上げます。

平成31年第1回杉並区議会定例会は、平成最後の区議会定例会であること、そして私の区議会議員の任期が満了となることから、1つの区切りとして、私の専門である緑、環境、まちづくりの分野を中心に、この間の活動のまとめとして質問してまいります。

私の生まれ育った杉並の北部は、特に私の地元である、昔の名称でいう井荻地区は、祖父を初めとした農家の当主などが協力をし合っており、現在のまちの骨格をつくる区画整理事業を昭和の初めに行いま

した。そして今では、当時の畑や水田が広がっていた農村も大きくさま変わりし、閑静な住宅地となっています。ただ、JR中央線沿線に比べ、まちの移動にはさまざまな課題が生まれています。一方、そうした不便な面もあるまちであることから、いまだ農地や農家の屋敷林が残されています。

平成から新たな時代に向け、私の生まれ育ったまちでは、西武新宿線のあかずの踏切をなくすことが、解決すべきまちづくりの大きな課題の1つとなっています。いよいよ踏切をなくす鉄道の連続立体交差化の事業が動き出すこととなり、昨夜、私の母校である区立井草中学校で、事業に関する都市計画素案などの説明会が開かれました。地元説明会を踏まえ、事業に対する区の考えをお聞きしてまいります。

質問に入る前に、以下の名称の意味を改めて確認させていただきます。都市計画素案、都市計画案とは、そして都市計画の決定、都市計画の事業認可とは、それぞれどのようなことを指すのか、御説明ください。

なぜこうした名称の意味の説明を聞くかといえば、先日の2月1日に、先ほどお話しした都市計画素案の説明会開催チラシが、地域のお宅のポストにいきなり入っていました。当然我が家にも入っていました。上井草の地域の方は、都市計画素案の正確な意味を理解できないと思うからです。

さらに、突然のポストインをどのように思うと思えますか、区の考えをお聞きます。

（略）

次に、都市計画道路整備の事業推進についてお聞きしてまいります。私の地元にもかかわる都市計画道路補助132号線整備に向けた事業の取り組みでは、多くの権利者からさまざまな不安や、心配だという声が上がっています。私の耳に入っているものでも、計画線にかかる土地所有者なのに、事業の説明会などのお知らせも来ないで事業が進んでしまうのでは、道路沿道の土地利用が半世紀ほどの都市計画決定時とは大きく違っており、道づくりが、今日の沿道のさまざまなお店を廃業に追い込むまち壊しにしかないのでは、道路を拡幅する必要性が理解できない、道路拡幅で立ち退く補償では、今と同じ商売が続けられないだろうなど、さまざまあります。

沿道の様子は、都市計画決定した時代と今は大きく変わっており、以前の都市計画道路整備の進め方では、関係者の理解と協力を得ることはとても困難であると考えます。

そこでお聞きしますが、道路整備は、1軒1軒の土地建物の権利者やテナントの方に、都市計画道路事業の必要性や生活再建への補償内容などを踏まえ、きめ細かく寄り添った対応が必要と考えますが、今の状態で事業を進める考えか伺います。

また、拙速に事業を押し進めることは、いたずらに区への不信感を助長するだけで、事業推進に逆行することになると考えますが、区の見解をお聞きます。

次に、事業スケジュールを見直すなど、粘り強く時間をかけて理解を得る取り組みを進めることが必要と思いますが、区の見解をお聞きます。

さらに、さまざまな関係権利者の生活に直結する補償を丁寧

に説明するなど、理解が得られるよう取り組むべきと思いますが、区の見解をお聞きます。

この項の最後に、私は、この間の道路整備に関する区の説明会に出席し、さらに沿道権利者の方々の思いを聞かせていただき、また、道路整備を考える集会にも出席して感じるには、余りにも事業に関する情報提供が不足しており、関係者の理解に大きなばらつきがあるという事です。今後、都市計画道路事業について、区と権利者などが双方向で話し合うため、早急に協議する会などをつくり、理解を深めることが必要と考えますが、重ねて区の見解をお聞きます。

(略)

私の一般質問を終わります。

議長(大熊昌巳議員)

まちづくり担当部長。(まちづくり担当部長(茶

谷晋太郎)登壇]

まちづくり担当部長(茶谷晋太郎) 私からは、西武新宿線連続立体交差事業に関する一連の質問についてお答えいたします。

まず、都市計画素案の意味に関するお尋ねですが、都市計画素案につきましては、都市計画法の規定に基づく都市計画案の作成の段階として、地域の皆様に案の案としてお示しし、御意見を伺うため作成するものです。

また、都市計画案は、素案に対していただいた御意見を踏まえて作成するものであり、都市計画法の規定に基づく縦覧及び意見書の提出等の手続の対象となり、提出された意見書等の内容を踏まえ、都または区の都市計画審議会への付議を経て、都市計画として決定

がなされます。

都市計画事業の認可につきましては、都市計画において定められた道路等の都市計画施設の整備に関する事業を行うに当たり、都の施行であれば国土交通大臣から、区の施行であれば都知事から、それぞれ認可を受けるものでございます。

次に、東京都による素案説明会開催のポストイキングにつきましては、2月1日からチラシのポストイキングが行われ、沿線にお住まいの方を対象に素案説明会の御案内をなされたものと承知しており、ぜひ参加したいなどの声をいただいていると伺っております。

(略)

議長(大熊昌巳議員) 土木担当部長。(土木担当部長(吉野稔)登壇)

土木担当部長(吉野稔) 私からは、所管事項についてお答えします。

(略)

次に、都市計画道路に関する一連の御質問にお答えします。

都市計画道路132号線は、第三次事業化計画で優先整備路線に位置づけられ、平成19年度から事業化に向けて説明会やオープンハウスなどを開催し、延べ700人以上の方々に事業説明を行ってまいりました。

事業については、区民の方々からさまざまな御意見をいただいておりますので、今後も引き続き、地域の方々と初めとする関係者の皆様に御理解と御協力をいただけるように話し合いの機会を設けて、事業の必要性や効果などを丁寧に説明してまいります。

補償については、さまざまなケースがあるため、個別にわかりやすい説明を行うよう努めてまいります。

私からは以上でございます。

(略)

議長(大熊昌巳議員) 以上で浅井くにお議員の一般質問を終わります。

副議長（島田敏光議員） 議長の職務を代行いたします。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員は、前回の会議と同様であります。

これより日程に入ります。

日程第1、一般質問に入ります。

20番山田耕平議員。（20番（山田耕平議員）登壇）

20番（山田耕平議員） 日本共産党杉並区議団を代表して、西荻窪地域の道路整備とまちづくりについて、阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくりについて質問します。

西荻窪地域に重大な影響を与える補助132号線の道路拡幅計画の動きが加速しています。この計画は、既存の11メートル道路を16メートル、場所によっては20メートルに拡幅するものであり、計画沿線の商店や住宅の多くが立ち退きを迫られることになるものです。

この間、区は、事業区間を3区間に分け、事業を進めると説明してきましたが、突如として2区間に変更、事業区間を拡大し、事業実施に前のめりになっています。この急な方針変更については、直近で行われた区議会第1回定例会においても、議会への報告もありませんでした。

区は、今年度中に事業認可申請を進め、来年度の夏ごろには事業認可を取得する意向を示しています。区への聞き取りでは、一般的に事業認可申請から認可取得まで約80日程度かかるとのことであ

り、今年度末までに認可申請を進めることが想定されます。

この急な計画変更には象徴される情報提供不足や、極めて拙速な工事の進め方に対して、近隣住民や商店から多くの懸念の声が出されています。このような道路整備のあり方は速やかに正し、計画の必要性そのものも見直す必要があります。

以下、計画の見直しを求める立場から質問します。

補助132号線の道路拡幅整備について、区はその必要性の根拠として、防災力の向上、高度な防災都市の実現としてきました。優先整備路線への選定理由の1つも、主要延焼遮断帯として指定されており、地域の防災性向上に寄与することとしています。この間の住民への説明やオープンハウスにおいても、延焼遮断帯と避難路確保、緊急車両の交通路確保のために必要としてきました。

確かに、補助132号線は主要延焼遮断帯に指定されていますが、東京都の防災都市づくり推進計画における延焼遮断帯整備の方針では、大震災の切迫性を踏まえ、「効率的・効果的に市街地の防災性の向上を図るため、施策の対象区域を市街地の震災に対する危険性に応じてゾーニングし、危険性の高い地域から優先的に整備を推進していきます。」としています。

都市計画道路における主要延焼遮断帯の整備は、危険性の高い地域から優先的に整備を推進することが示されており、杉並区内での整備地域として具体的に指定されているのは阿佐ヶ谷・高円寺周辺地域であり、都市計画道路としても補助227号線などが指定されています。一方、補助132号線は整備地域、重点整備地域には指定されていません。

改めて確認しますが、補助132号線は、都の防災都市づくり推進計画における整備地域、重点整備地域に指定されているのでしょうか。

また、区内において整備地域、重点整備地域に指定されている場所を確認しておきます。

そもそも、延焼遮断帯の整備は、道路幅員ごとに延焼を遮断できる沿道建築物の不燃化率を調査し、延焼遮断帯の形成を的確に進めるとされています。例えば、道路の幅員が16メートル以上24メートル未満の場合は、不燃化率60%以上が延焼遮断帯としての機能を発揮するとされています。一方、担当所管への聞き取りでは、延焼遮断帯は必要としながら、現状の不燃化率が示されず、質問を前にして把握するような状況でした。

改めて確認しますが、補助132号線の沿道建築物の不燃化率をお示しください。

また、延焼遮断帯の機能を発揮するためには、沿道の不燃化率を引き上げる必要がありますが、このエリアは建築物不燃化助成の対象地域にも指定されていません。延焼遮断帯の形成を優先整備路線の選定理由とするのであれば、沿道の不燃化率の明確な目標値を確認しておきます。

延焼遮断帯整備を道路整備の1つの根拠としながら、機能発揮のために必要な沿道の不燃化率すら把握をしていなかったことは、今年度の事業認可申請を前にして、極めて問題のある姿勢であること厳しく指摘しておきます。

そもそも、当該路線の近隣は、区が示す地震被害シミュレーショ

ンにおける危険地帯ではありません。延焼遮断帯の沿道における不燃化率の算定は、軸となる道路、鉄道、河川等の境界から30メートルの範囲における建築物の不燃化の状況を算定することとされていますが、当該路線の沿道は、地震被害シミュレーションのいずれの条件下でも、50メートルメッシュ内焼失棟数がゼロから1棟未満の青のエリアとなっています。このように、他の地域と比較しても焼失予測の被害予測が軽微であるにもかかわらず、補助132号線の延焼遮断帯を優先させるのか、近隣住民から疑問の声が出されています。

なお、焼失予測の棟数においても、道路整備前後の焼失棟数が示されず、これについても質問を前にして把握するような状況でした。

改めて確認しますが、補助132号線沿道の地震被害シミュレーションにおける焼失予測の被害想定では、50メートルメッシュ内の焼失棟数をお示しください。

また、道路整備がなかった場合の被害想定と整備後の効果検証の結果について、沿道の延焼棟数はどれほど低減するのか、確認しておきます。

被害予測が低いにもかかわらず延焼遮断帯を必要とする根拠はなく、道路整備を優先させることには大きな問題があることを指摘しておきます。

区は、道路整備の必要性の1つに、広域避難場所である桃井原っぱ公園への避難路を確保するためとしています。一方、地震被害シミュレーションの現況における避難者予測図では、補助132号線近隣の避難者数は、西荻窪駅北側ではゼロから300人未満のメッ

シユ青となっています。

東京都の震災時火災における避難場所及び避難道路の指定第8回見直しでは、避難場所名桃井原っぱ公園一帯の避難地区割り当ては、「上荻2〜3丁目、西荻北1丁目、桃井1〜4丁目」と示されており、補助132号線を使用し桃井原っぱ公園に到達する避難者の想定は限定的です。

また、防災課への聞き取りでは、広域避難場所について、帰宅困難者の推計値において、主要幹線道での滞留者数は調査されていますが、当該路線を使用した避難者の移動数は示されていません。

補助132号線の道路拡幅により、桃井原っぱ公園への避難路を確保すると説明していますが、現況の想定と道路整備後の避難者の移動者数について、どの程度の効果を上げると考えているのか、効果検証の結果を具体的に確認します。

補助132号線を使用し、桃井原っぱ公園への避難路を確保するとしても、都の避難場所及び避難道路の指定では、そのようなことは示されていません。都の計画とも矛盾するのではないか、お答えください。

当該路線は、防災都市づくり推進計画において一般緊急輸送道路に選定されており、災害発生時に、幹線道路青梅街道と防災拠点東京ガス西部支店を相互に連絡する道路として活用するとしています。東京都の緊急輸送道路図では、関根橋から青梅街道までの区間が一般緊急輸送道路とされています。この間の住民説明会の場合などでも、東京ガスの緊急車両の通行を確保するため、青梅街道側から事業実施を進めると再三説明してきました。

るまちづくりのあり方を検証するためにも、拙速な事業認可をやめる必要があるのではないのでしょうか。

道路拡幅のもう一つの目的として、拠点形成と拠点間連携があります。

車道、歩道を拡幅することにより、区内において脆弱な南北方向の交通強化、地域の拠点である西荻窪駅へのアクセシビリティ向上をするとしてきましたが、一方、当該路線の交通量は減少し続けています。1日平均の駅周辺自転車台数は、25年度3167台が29年度には2874台と減少傾向です。道路交通量調査でも、平日12時間の交通量を比較すると、区の調査でも減少傾向は明らかです。

補助132号線の道路拡幅が予定されている地域の交通量調査では、経年変化で減少傾向ではないのか、平成22年度と平成27年度の交通量の推移を確認します。今後の当該路線の交通量予測について、区の認識も確認しておきます。

交通量そのものが減少傾向であり、道路整備の必要性そのものが低下しています。計画の見直しも含めて、再検証するべきではないのでしょうか。

この間も他の議員が質問していますが、この道路拡幅計画は神明通りまでとされており、青梅街道から神明通りの区間を拡幅したとしても、神明通りで左に折れ、神明通りを右折し、五日市街道へ抜けることとなります。本来であれば、補助132号線の道路整備は、神明通りから南側の道路整備も含めて事業の検証が必要です。補助132号線を道路拡幅したとしても、途中でボトルネックとなる地点を挟むため、アクセシビリティ向上としながら、事業実施の効果も限定

一方、道路整備の根拠としていた防災拠点東京ガスの移転に関する情報提供が寄せられています。当区議団の調査でも、関係者から、東京ガス西部支店は建物も古く、統廃合の対象となっており、2022年に向けて統廃合を検討しているとの情報を確認することができました。

杉並区はこれまで再三にわたり、東京ガスの緊急車両の通行を確保することを道路整備の根拠と説明してきましたが、改めて、区は住民に対してどのような説明をしてきたのか、確認します。平成30年11月2日付課長名での回答もお示しく下さい。

補助132号線の道路拡幅の1つの根拠とされてきた防災拠点東京ガスが将来的に移転する可能性があるとの情報について、区は情報を把握しているのか、確認します。

また、把握をしているのであれば、いつ、どのような経緯で情報を確認したのか、確認します。

東京ガスにおいて将来的な統廃合、移転などが検討されているのであれば、移転後跡地に防災公園等の防災拠点の整備を検討することが、最も防災上効果を発揮するのではないのでしょうか。近隣住民からも、区もかわる住民説明会において、そのような提案も行われています。東京ガスの移転に関する情報把握に努めるとともに、移転後跡地においても、地域の防災力向上に寄与する活用を今から検討することを求めておきます。

青梅街道側からの事業実施の最大の理由として、住民への説明を繰り返してきた緊急車両の交通の確保の理由がなくなる事態となれば、これまでの区の説明も根拠を失うこととなります。将来にわた

的と考えざるを得ませんが、区の見解を確認します。

補助132号線の道路拡幅計画は近隣商店や住宅の立ち退きを伴うものであり、道路整備前と後の費用対効果の検証が必要不可欠となります。

平成30年2月、国土交通省道路局、都市局の費用便益分析マニュアルでは、便益の算定の手法として小規模事業などにおいても示しており、都市内での道路整備なども規定しています。その場合は、簡略な手法による推計と限定しつつ、算定方法を提示しています。

一方、補助132号線の道路拡幅計画は、今年度中に事業認可申請を進めるとしながら、道路整備に係るコストや効果検証が全く示されていません。補助132号線の道路拡幅計画に係る総事業費の概算について確認します。

事業の必要性を判断する上で指標となる費用便益分析は実施されているのか、確認します。

事業を実施する上で、費用便益分析は今後実施をされるのか、確認しておきます。

道路拡幅計画が具体的に進む中で、道路整備を懸念する声が急速に広がり始めています。この問題は、TBSテレビ「噂の！東京マガジン」でも先日報道されました。区議会に対しても陳情が出されており、署名3633筆が提出されたとのことです。

道路拡幅により町が分断され、商店街の立ち退きも相次ぎ、商店街そのものが成り立たなくなるのではないかとする声が多く、商店からさまざまな懸念の声が寄せられています。今年度中に事業認可申請手続を進め、来年度に認可の取得を目指す区の拙速な進め方に

対しても、住民との協議を尽くすべきとの声も相次いでいます。

道路拡幅計画を懸念する声や見直しを求める声が出がっています。区はこの声をどのように認識しているのか、区の計画の進め方が住民合意を得ていると考えているのか、確認しておきます。

同じく優先整備路線の補助227号線について、区長は、「住民の皆様自身がまちづくりの当事者として将来のまちのあり方を考えて議論が深まることを期待し、区としては当面見守ってまいるのでございます。」と答弁しています。その姿勢が補助132号線にも求められているのではないのでしょうか。

改めて確認しますが、補助132号線については、住民合意に基づき、計画の見直しも含めて検証するべきではないのか、お答えください。

また、西荻窪地域の道路整備計画は、西荻のまちづくりにも大きな影響を与えるものです。将来の西荻のまちづくりのあり方は、道路整備優先ではなく、住民と行政がともに協議を深めることにより進めるべきではないのか、区の見解を伺います。

次に、西荻窪地域のまちづくりについて確認します。

補助132号線の道路拡幅計画を契機として、駅南側再開発の動きが活発化しています。当区議団の情報公開請求により、補助132号線の道路拡幅計画と一体に、駅南側の再開発に向けた動きが進められていることがこの間明らかとなりました。

この間、西荻窪駅前地域のまちづくりを検討する団体、西荻窪駅南口まちづくり団体が結成されました。同団体の活動は、補助132号線が第四次優先整備路線に位置づけられたことを捉え、計

画沿線を中心に戸別訪問によるアンケートの回収などが行われています。その中には、都市計画道路権利者を重点としたアンケートの回収、都市計画道路の内容については杉並区役所へも確認の上配布することとしたなど、区行政に成りかわるように都市計画道路の地権者への働きかけも行われています。

西荻窪駅南口まちづくり団体の登録期間、主な活動内容、助成金の使途を確認します。

団体からの報告書では、補助132号線にかかわることはどのように記載されているのか、確認しておきます。

同団体の西荻窪駅南口の課題と町の将来像についてとする報告書では、周辺環境との不調和が生まれる可能性として、当地区東側の都市計画道路は拡幅が予定されており、商店街のにぎわい低下など影響は極めて大きいものと見込まれます、としています。道路整備により西荻窪銀座会、仲通り商店会一部が道路になつてしまします！などと示し、町の課題の大きな重点の1つが道路整備計画となっております。

同団体の活動に、都市計画道路の内容については、杉並区役所へも確認の上配布することとしたとしています。区に対してどのような問い合わせや資料配布が行われることが示されたのか、確認します。

区として、都市計画道路についてどのように情報提供し、対応したのか伺います。

都市計画道路の地権者に対する戸別訪問が行われていることをどのように認識しているのか、確認します。

す。

近隣住民への聞き取りでは、西荻窪駅南側の再開発を促進している事業者は大手ディベロッパーであることがわかりました。今後、事業者主導で再開発が進められることは大きな問題があります。西荻窪地域においても、住民の願いに応えるまちづくりが必要と考えますが、区の見解を確認します。

6月1日、2日の2日間、ニシオギ空想計画というイベントが開催されました。幅広い方々に西荻窪の未来を一緒に考えてもらうことを目的としたイベントです。会場には、ニシオギ空想計画の絵や設計図などが展示されていました。住民の創意あふれるイベントであり、西荻窪のまちの将来のあり方を考える上でも重要な取り組みです。

駅前という公共性を踏まえるのであれば、住民意見を尊重したまちづくりが必要となります。再開発事業は都市計画決定を経て進められることとなりますが、西荻窪のまちづくりについて住民意見の聴取はどのように実施されるのか、確認します。

西荻窪駅南側の再開発については、これまでも計画が浮上するたびに、近隣住民の、西荻の町並みを維持してほしいという広範な声が巻き起こり、計画が進んでこなかった経緯があります。広く住民意見を聴取し、西荻窪のまちづくりに反映するべきと考えますが、区の見解を確認します。

次に、阿佐谷北東地区のまちづくりについて確認します。

(略)

副議長(島田敏光議員) 理事者の答弁を求めます。

同団体は、平成29年度で一旦登録を終了し、平成30年度末に新たな団体名でまちづくり団体の登録を行おうとしています。どのような状況となっているのか、確認します。

また、都市再開発法における再開発に向けた手順ではどの段階まで進んでいるのか、区の認識を確認しておきます。

当杉並区議団は、当該エリアの全ての不動産登記事項の調査を実施しました。その結果、都市計画道路沿道を中心に、複数の株式会社による土地の売買が行われていることが明らかとなりました。不動産登記事項の調査では、都市計画道路沿線の土地の売買などが相次ぎ、第四次事業化計画が決定した平成28年以降、土地権利者が次々と変更する事態となっています。

都市計画道路の整備を契機に、当該計画地において不動産の売買などが相次いでいることを区は把握しているのか、確認しておきま

まちづくり担当部長。「まちづくり担当部長（茶谷晋太郎）登壇」
まちづくり担当部長（茶谷晋太郎） 私からは、まず、防災都市づくり推進計画についてのお尋ねにお答えします。

補助132号線の沿道につきましては、東京都の防災都市づくり推進計画における、震災時に特に甚大な被害が想定される地域とされる整備地域及び重点整備地域の指定はございません。

また、区内においては、阿佐谷・高円寺周辺地域及び方南1丁目地区が整備地域に指定されており、不燃化特区である杉並第六小学校周辺地区及び方南1丁目地区が重点整備地域に指定されております。

次に、補助132号線沿道の不燃化率につきましては、沿道30メートル内で試算すると、約49%となっております。沿道の不燃化率の目標値は特段定めてございませんが、防災都市づくり推進計画に示されており、沿道30メートルの不燃化率を60%以上とすることが1つの目標になると考えております。

次に、地震被害シミュレーションによる焼失予測につきましては、補助132号線沿道30メートル内における焼失棟数は、現状で6から7棟、道路整備や建築物の耐震化等の減災対策後は3棟から4棟となっております。沿道全体で3棟程度の被害軽減が想定されております。

次に、西荻窪駅周辺におけるまちづくりに関する一連の御質問のうち、所管事項についてお答えします。

御指摘の駅南側における再開発につきましては、地権者等による検討が進められていると承知してございますが、区としましては、

登壇）

土木担当部長（友金幸浩） 私からは、都市計画道路補助132号線に関する一連の御質問にお答えします。

初めに、避難路についての御質問ですが、避難路は安全な通行の確保が重要であり、電柱等の倒壊による道路の寸断を防止する無電柱化や、火災延焼の停止につながる延焼遮断帯の形成が必要です。さらに、道路を拡幅することで、スムーズな避難路の通行と緊急車両の通行空間の確保が可能となり、防災力向上に寄与する重要な事業と考えてございます。

次に、緊急輸送道路に関する御質問にお答えします。

これまでの住民に対する説明会では、青梅街道から関根橋交差点までを緊急輸送道路として指定されている旨説明してございます。また、平成30年11月2日付の文書におきましても、同様な内容を回答しております。

東京ガスからの情報につきましては、当該地が都市計画道路にかかっていることから、区が事業の説明をする中で、先月、東京ガス西部支店が組織の見直しを検討している旨を伺ってございます。

次に、交通量についての御質問にお答えします。

平日12時間交通量について、青梅街道側では、平成22年度で5991台が平成27年度は5666台、西荻窪駅北側では、平成22年度6633台が平成27年度は5296台、西荻窪駅南側では、平成22年度6321台が平成27年度は6033台と減少しております。

交通量推計につきましては、青梅街道側及び西荻窪駅南側は増加

地域の方々の御意見は重要であり、検討を進めるに当たっては、そうした意見を広く把握し、反映に努めるよう伝えてまいります。次に、再開発における住民意見の聴取につきましては、今後、再開発の手法や段階に応じ、適切に対応してまいります。

なお、区ではこれまで、西荻窪駅周辺にお住まいの方や事業者へのアンケート調査やまちづくり懇談会の開催など、駅周辺におけるまちづくりに対する御意見を広く伺っており、今年度も引き続き、地域の方々の御意見を踏まえた西荻窪駅周辺まちづくり方針の策定に向けて取り組んでまいります。

私からの最後に、阿佐ヶ谷駅北東地区における地区計画についてのお尋ねにお答えします。

先月開催しました地区計画の素案説明会におきましては、お示した地区計画素案に関する御意見に加えて、総合病院、小学校の移転改築や土地区画整理事業に関する御意見もございました。土地区画整理事業や施設建設等を円滑に進めるためには、地域の皆様の御理解と御協力が必要であり、今回の説明会でいただいた御意見は、土地区画整理事業の個人共同施行予定者等と共有してまいります。

今後、素案説明会での御意見等を踏まえ、原案を策定した後、都市計画決定に向けた都市計画法やまちづくり条例に基づく一連の手續の過程におきまして、説明会の開催や意見書の提出などにより地権者等の御意見を伺いながら、丁寧に進めてまいります。

私からは以上です。

副議長（島田敏光議員） 土木担当部長。（土木担当部長（友金幸浩）

予測となっております。一方で、西荻窪駅北側においては、やや減少傾向となっております。

次に、事業効果についての御質問にお答えします。

第四次事業化計画において、青梅街道から神明通りまでの区間が優先整備路線に選定されておりますが、将来的には、その先の井の頭通りまで整備を進める予定でございます。

現在事業化を進めている道路計画は、現況どおり2車線のままで道路断面の構成に大きな変更がないため、交通量の増加にはつながらず、ボトルネックにはならないものと考えております。今後、交通管理者と協議し、神明通りとの交差点を含め、路線全体の円滑な交通と安全確保を検討してまいります。

次に、事業費についての御質問ですが、現在、事業認可に向け東京都と協議中であり、今後、社会情勢等の変化により価格変動する可能性があるため、この場での公表は差し控えていただきます。

次に、費用便益分析についての御質問ですが、当該事業は、地域の防災力、駅へのアクセス及び歩行環境の向上が目的であることから、現時点で費用便益分析を実施する予定はございません。

次に、事業の進め方についての御質問にお答えします。

区ではこれまでに、平成19年度から地形測量説明会を開催し、その後、路線測量説明会や用地測量説明会を開催してまいりました。また、沿道住民の皆様に対して、オープンハウス及びイベント等においてパネル展示を開催してきております。その中で、事業に反対する声がある一方で、都市計画道路の早期実現の御要望もお聞きしており、さまざまな御意見があることを認識しております。今後、

事業の進捗に合わせ、広く周知を図るとともに、丁寧な説明に努めてまいります。

計画の見直しにつきましては、第三次及び第四次事業化計画の検討段階で見直しを行い、パブリックコメントを実施した上で優先整備路線に指定しております。

将来の西荻窪のまちづくりについては、地域住民の御意見を踏まえながら進めるものであり、都市計画道路の整備につきましても、まちの発展につながるよう事業を進めていく予定です。

次に、都市計画道路事業における西荻窪駅南口まちづくり団体への対応についての御質問にお答えします。

区は、同団体からの問い合わせにより、補助132号線の事業概要及びスケジュール等の道路計画に関して、第四次事業化計画のパンフレットを用いて説明した経緯がございます。しかし、同団体が行った資料配布や地権者に対する戸別訪問については把握してございません。

また、補助132号線の整備計画自体が再開発を誘導、推進したとの考えはございません。

私からの最後に、都市計画道路沿道の不動産売買の御質問にお答えします。

補助第132号線沿線の権利者調査は、用地測量の際、調査を行い把握しておりますが、引き続き、事業の進捗に合わせ、権利に関する移転調査を進めてまいります。

私からは以上でございます。

副議長（島田敏光議員） 都市整備部長。（有坂幹朗）

〔登壇〕

都市整備部長（有坂幹朗） 私からは、西荻窪駅南口まちづくり団体の登録期間、活動内容、助成金などに関する御質問にお答えします。

まず、団体の登録期間ですが、平成27年12月から平成30年12月までの3年間となっております。

主な活動内容としては、西荻窪駅南口前のまちづくりルール制定や、地域の将来構想を実現するための活動などを行い、区からは、平成28年度に勉強会の会場費について助成をしております。

また、コンサルタントからの業務報告書という参考資料の中で、補助132号線について、商店街等への影響や道路事業の流れなどの記載がございます。

次に、同団体が新たな団体名でまちづくり団体の登録を行うとした経過についてですが、区といたしましては、新規団体名が登録名として適当でないと同該団体に伝えたところ、その後、新規登録の手続がなされないままの状況となっております。

私からの最後になりますが、団体の活動段階についてですが、現時点では、地元地権者等の市街地再開発事業の機運はまだ十分に高まっておらず、検討の体制づくりを進めている段階であると認識しております。

私からは以上です。

（略）

副議長（島田敏光議員） 20番山田耕平議員。（20番（山田耕平議員）登壇）

20番（山田耕平議員） 何点が再質問します。

まず、補助132号線について、沿道の建築物の不燃化率49%ということで、質問に当たってお調べになったんだと思うんですけども、延焼遮断帯の形成を言いながら、結果的には具体的な目標値を定めていないということ、60%を目標するというようなことを言われましたけれども、そういった目標値を設定するのであれば、不燃化助成対象地域への指定だったり、整備後の効果検証の結果の表示等々があつてしかるべきではないのか。そうしたことが、事業認可申請を目前にしなげ実施されていないのか、確認してきます。

また、焼失棟数について、現況では6から7棟ということで、減災対策後の道路整備も含めて3から4棟ということで、極めて軽微なんですね。道路全体で6から7棟、道路整備以外の減災対策もして3から4棟ということなので。本当に減災効果が余り実際にはない。道路整備による減災効果について、例えば、道路整備以外の減災対策も実施した上でのこの数字なんですけれども、道路整備だけによる減災効果について明確にお示しください。質問ではそのように質問しているので、よろしくお願いします。

次に、避難者数について、移動者数の数を聞いているんですね。しかし、何か一般論で答えられましたので、避難者の移動数について確認しておきたいと思えます。お答えください。

あと、東京ガスの西部支店についてなんですけれども、先月、組織の見直しを行っている旨を把握しているということなんです。5月27日の時点では、所管課長は把握していないということでした。

その後、翌朝連絡が来まして、ことしに入ってからうつすらと情報が入っているようだ、きのう東ガスに確認したところ、整理統合の検討は行っているとのこと、それ以外の具体的話は聞いていないということでした。今の答弁と全く食い違うんですけれども、どういったことになっているのか、お聞きしたいと思います。

ちなみに、この問題については、地元住民の方は、東ガスの職員からさまざまな情報をもう受けているわけですね、移転するという話も含めて。こうしたことを区としてしっかりと把握する必要があるんじゃないですかね。これが移転してしまえば、関根橋から青梅街道までの区間の一般緊急輸送道路としての指定そのものが大きく影響を受ける事態なんですけれども、この点についてはどうなんですか。東京都との情報交換、協議、そして東京ガスとも情報交換、協議を深めるべきではないかと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

あと、一般緊急輸送道路としての指定についても、見直しも含めた検討が必要ではないのでしょうか、確認しておきます。

あと、交通量予測について、一部増加傾向が見られたんですが、この将来交通量予測というのは、平成42年度全ての都市計画道路が整備をされたときの予測であって、極めて正確性を欠くものだと思うんです。実際に直近の道路だけを見た場合の交通量予測はどうなっているのか、その点を確認しておきたいと思えます。

そうしたことがしっかりと示されないのに、なぜポトルネットは生じないというふうに言い切れるのでしょうか。例えば、こちらが取り寄せた資料では、西荻窪駅南側では、この不確かな交通量予測

では、27年度6033台が平成42年7444台になっているんですね。とてもじゃないけれどもボトルネックが発生しますよ。そういうことが全く計算されていないんじゃないでしょうか。その点についても確認しておきたいと思います。

あと、事業費の概算を確認しましたが、概算について示されませんでした。今年度事業認可申請をするという段階で、なぜ事業費の概算すら示されないのか、全く疑問です。

例えば、平成29年2月22日都市環境委員会の質疑、土木計画課長、現在の土木担当部長ですが、「事業費につきましては、線が出ていても測量しておりませんので、どういう家がどういうふうにかかってくるというのとはわからないので、補償費等は算定できません。」と答弁しています。補助133号線に係る問題での質疑については、しかし、補助132号線については、もう既に測量は実施をされています。この答弁のとおりであれば、事業費の総額は示せるのではないのか、部長、明確にお答えください。

あと、費用便益分析についても、実施をしないということでしたが、国の指針では小規模事業でも実施をするということで、他の自治体でも実施をされています。費用対効果の検証がなくて住民が納得できると考えているのでしょうか。やはり住民合意を得るためには、こうした当たり前の手続をしっかりと進めることが行政の責務であると思いますが、その点はどうなんでしょうか、確認しておきます。

(略)

副議長（島田敏光議員） 理事者の答弁を求めます。

といったことから、補助132号線に限らず、延焼遮断帯の整備は重要であると考えております。

また、道路整備のみといったことは、沿道で同時並行的に建物の建てかえが進むといったことがございますので、道路整備のみを切り出した形での減災対策による効果といったことは、算定するのは難しいのではないかと考えてございます。

私からは以上でございます。

副議長（島田敏光議員） 土木担当部長。（土木担当部長（友金幸浩）登壇）

土木担当部長（友金幸浩） 私からは、都市計画道路補助第132号線に関する再度の御質問にお答えいたします。

まず、事業効果についての御質問がございましたが、避難場所へのアクセス向上や延焼遮断帯としての機能に加え、道路の緑化などにより、生活環境保全機能や景観向上機能などの向上が図られます。その中で、避難路についての再度の御質問もございましたが、132号線は、無電柱化や延焼遮断帯としての機能向上、さらに、拡幅整備を進めることで避難者の通行が確保され、避難場所へのアクセス性が格段に向上すると考えてございます。

それから、東京ガスの情報についてのお尋ねがございましたが、確認した段階で、これは民間の情報でございますので、むやみに口外できないということで、担当課長はその時点では知らないというふうに答えたもので、緊急輸送道路については、地域防災計画での位置づけについては仮の話であり、どのような位置づけになるかはわかりませんが、この路線の防災性の向上の必要性は変わりません。

まちづくり担当部長。（まちづくり担当部長（茶谷晋太郎）登壇）
まちづくり担当部長（茶谷晋太郎） 私からは、山田議員からの再質問に関する事項のうち、所管事項についてお答えいたします。

まず1点目、補助132号線沿道について、不燃化助成の対象とすべきではないかといった御質問かと思えます。

さきに答弁いたしましたとおり、132号線沿道につきましては、整備地域及び重点整備地域の指定はされていないことから、不燃化助成について、エリアでの不燃化助成は行ってございませんが、区で不燃化率を高めるための取り組みといたしまして、補助132号線を災害時の緊急道路障害物除去路線として指定しており、沿道の道路境界線から10メートルの区域及び震災救援所周辺10メートルの区域について不燃化助成の対象としており、不燃化率の向上に努めているところでございます。

2点目、地震被害シミュレーションについて、減災効果がないのではないのか、道路整備のみでの試算をすべきではないかといった御質問かと思えます。

132号線沿道での延焼予測につきましては、先ほど御答弁したとおり、50メートルメッシュでの減災対策前後については、いずれも3棟程度の減少となっているといったことは御答弁したとおりですが、そもそも地震被害シミュレーションにつきましては、地震の規模や震源地、発生時刻や風速など、一定の条件を設定した上で想定でございますので、実際は想定の結果どおりになるとは限らないといったことは留意すべきかなと思っております。

さらに、地震とは別の原因で大規模火災が発生する可能性もある交通量についての御質問ですが、直近での交通量ということでございますが、ここについては断面構成が変わりませんので、現状と同等の交通を処理するということですので、ボトルネックにはならないものと考えてございます。

それから、事業費についてでございますが、測量がまだ終わっていない、そういうことではなくて、現在東京都と協議中であり、用地費や補償費など価格変動があるため、公表は差し控えていたでございます。今後、事業の進捗に合わせて、御理解が得られるよう丁寧な説明に努めてまいります。

それから、費用便益分析についての御質問もございました。

当該事業の整備効果は、金銭評価が可能な走行時間短縮や走行経費削減などの項目のほかにも、防災力の向上や沿道環境の改善などさまざまな効果があることから、金銭的評価算定になじまないと考えてございます。現時点で実施する予定はございません。

私からは以上でございます。

(略)

副議長（島田敏光議員） 以上で山田耕平議員の一般質問を終わります。

副議長（島田敏光議員） 議長の職務を代行いたします。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員は、前回の会議と同様であります。

これより日程に入ります。

日程第1、一般質問に入ります。

20番山田耕平議員。

20番（山田耕平議員） 日本共産党杉並区議団を代表して、都市計画道路補助132号線について、障害者の移動支援事業について、違反広告物（捨て看板）の除却について一般質問します。

初めに、補助132号線についてです。当該路線について、道路整備の必要性の根拠が低下していることは、さきの第2回定例会で指摘しましたが、区の答弁では、必要性を示す明確な根拠も示されていません。改めて幾つかの点をただすとともに、このような状況で事業認可手続を進めることのないよう求める立場から、質問します。

補助132号線の道路拡幅は、道路整備の根拠として防災力の向上が示され、道路整備による延焼遮断帯の形成が目的の1つとされています。一方、延焼遮断帯とは、道路を通せば完成するものではありません。東京都の防災都市づくり推進計画では、幅員16メートル以上24メートル未満の道路では、沿道30メートルの不燃化率を60%以上にする事によって、延焼遮断帯の機能が発揮されるとしています。

補助132号線は幅員16メートルであり、沿道の不燃化率を60%にすることで延焼遮断帯の機能を発揮することになります。さきの第2回定例会一般質問では、当該路線の沿道不燃化率が49%であることが示され、60%には届いていません。さらに、当該路線の不燃化率の目標値については、区は特段定めていないとも答弁しています。

延焼遮断帯の形成は道路整備のみで実現するのではなく、沿道不燃化率の引き上げが必要となります。当該路線の沿道不燃化率について、明確な目標値を持たず、当該地域の不燃化率を引き上げる積極的な計画がない状況では、たとえ道路を整備したとしても、延焼遮断帯機能が発揮されないことを指摘しますが、区の見解を伺います。

さきの一般質問において、当該路線の近隣は、区が示す地震被害シミュレーションにおける危険地帯ではないことを指摘しました。当該路線の沿道は、地震被害シミュレーションのいずれの条件下でも、50メートルメッシュ内の焼失棟数がゼロから1棟未満の青のエリアとなります。これは他の地域と比較しても、焼失予測が極めて軽微であることが端的に示されているものです。

区の答弁では、計画線の沿道30メートルにおける焼失棟数は、現況で6から7棟、道路整備や建築物の耐震化などの減災対策後は3から4棟となること示されました。この焼失棟数の算出方法について所管に確認したところ、当該路線の沿道30メートルに係る59マスのメッシュを全て単純合計した結果、計画線全体での焼失棟数の予測を6・3棟と割り出したことを確認しました。現況の焼失棟数災の項、2・3ページにおいて、「幅員が8m以上の場合には、被災後も通行できる可能性が高い」と明確に示しています。2・10ページでは、「幅員8m以上の道路を、被災時に避難路として利用出来る道路」と位置づけ、補助132号線も明確に避難可能な道路と示されています。

東京都の説明は各地の都市計画道路整備においても明示されており、補助132号線は現況の11メートル道路でも十分に避難路や緊急車両の通行空間の確保として効果を発揮するのではないのでしょうか。都は道路幅員についてどのような説明をしているのか、確認しておきます。

当該路線は、防災都市づくり推進計画において一般緊急輸送道路に選定されており、災害発生時に、幹線道路青梅街道と、防災拠点東京ガス西部支店を相互に連絡する道路として活用するとされています。現に区は、昨年7月に開催された用地測量の住民説明会でも、東京ガス西部支店の緊急車両の通行を道路整備の理由の1つとして示しており、とりわけ重点的に必要性の根拠としています。一方、この間のオープンハウスでは、その点については示されず、説明もされていません。その理由を確認します。

さきの第2回定例会では、東京ガス西部支店の移転の可能性について質問し、当区議団の聞き取りでは、2022年に向けて統廃合を検討しているとの情報を確認していることを紹介しました。区の答弁でも、東京ガス西部支店などが組織の見直しを検討していると聞いているとのことでした。東京ガスが移転する可能性があるのであれば、一般緊急輸送道路の選定そのものの根拠がなくなる事態で

6・3棟が多いのか少ないのか判断する上で、分母となる59メッシュ内の合計棟数を示すことが必要です。地震被害シミュレーションにおいて、当該地域の現況の焼失棟数の予測の59棟について、その分母となる59メッシュ内の合計棟数を確認します。

59メッシュのうち、焼失棟数の最大値は、0・71棟が1メッシュ、0・61棟が1メッシュ、一方、0・00以下は27メッシュとなり、沿道全体の焼失棟数はメッシュ全体でも低くなっています。さらに、当該地域の59メッシュの合計値を割り返した場合、1メッシュ当たりの焼失棟数の予測は0・106棟と極めて低くなりますが、1メッシュ当たりの焼失予測は、区内の他地域と比較した場合少ないのではないのか、見解を確認します。

なお、減災後の想定は、区内建築物の耐震化率96%の時点のものであり、計画道路整備だけの効果を示したものではありません。地震被害シミュレーションの現況予測図と減災対策終了後の予測図において、当該道路整備による焼失棟数の減少予測を確認します。当該道路の整備による焼失棟数の減少予測を示すことができないのであれば、道路整備の必要性の効果を検証することはできないと考えます。区の見解を確認します。

区は、道路拡幅の必要性について、避難路、緊急車両の通行空間確保としています。一方、東京都は、「新時代のまちづくりみちづくり」都市整備研究会資料を引用し、各地の道路整備の際に、阪神・淡路大震災の事例に触れて、道路幅員8メートル以上の場合には被災後も通行が可能としています。現に東京都が示した外環の2「地上部街路に関する必要性（整備効果）」のデータについて「では、防

す。西部支店の移転の可能性について早急に確認するべきではないのか、区の見解を確認します。

住民からは、移転するのであれば、跡地に防災公園の整備を求め、声も寄せられています。そうした住民の要望を区はどのように受けとめているのか、確認します。

道路の拡幅により、沿道の西側の商店街が大幅に縮小することになります。商店街は多様な集積が魅力であり、中心市街地を形成しています。一方、道路拡幅は、自動車の利便性は増加させますが、車両移動の増加を招くことにもなります。地元商店街からは、道路を拡幅したことにより地域の商店が軒並み寂れていくことになれば元も子もないと、切実な声が寄せられています。商店街の衰退やコミュニティの分断を懸念する声が寄せられていますが、どのような対策を講じるのか、区の見解を確認します。

さきの一般質問では、補助132号線の道路拡幅が予定されている地域の交通量調査では、経年変化で減少傾向であることを確認しました。例えば平成22年度と平成27年度の交通量の推移を確認した場合、調査地点3カ所全てにおいて交通量は減少しています。一方、平成42年の交通量調査では、補助132号線の都市計画道路が整備された場合、青梅街道側では、平成27年の5666台が平成42年に9925台に増大、西荻窪駅南側では、6033台が7444台に増大することが示されています。

道路を整備することで当該道路への交通流入が増大することが、将来交通量予測において示されていますが、交通量の増加予測を確認します。道路整備による通過交通量の増加は、地域にも重大な影響を及ぼすことが考えられますが、区の見解を確認します。

補助132号線の道路拡幅計画と一体に、駅南側の再開発に向けた動きが進められています。駅南側では、道路幅員は20メートルとなり、既存の11メートル道路と比較して2倍近くに道路が広がることとなります。この間、南側の再開発を検討する西荻窪駅南口まわりの団体が、新たにまちづくり団体として登録をするために区との協議を行っていることを確認しました。その後、協議は進んでいないことを所管に確認していますが、同団体は市街地再開発事業にも言及しており、道路拡幅がまちづくりにも大きな影響を与えることとなります。

東京都の用途地域等に関する指定方針及び指定基準では、一定の条件を整えた駅周辺では、都市施設の整備が未完の場合の容積率は500%となります。一方、都市施設の整備が完成している場合の容積率は600%から700%へと引き上げられます。都市施設には都市計画道路も含まれており、都市施設の完成に伴い、容積率は500%より引き上がるようになることが考えられますが、区の見解を確認します。

2019年2月、東京都都市計画審議会が、「東京における土地利用に関する基本方針について」、都に答申を出しています。西荻窪駅は、中枢広域拠点域外の地域の拠点として位置づけられています。当該地域は、新都市生活創造域とされており、都市整備誘導の方向の主な施策の中には、「地区計画の活用により斜線制限などを

響を及ぼすことが考えられますが、区の見解を確認します。

道路拡幅計画は神明通りまでとされており、五日市街道へ抜けるためには、ボトルネック箇所となるクランク部を通過することになります。区の答弁では、将来的にはその先の井の頭通りまで整備を進める予定であることが示されていますが、具体的な計画は一切示されていません。この間のオープンハウスの説明では、道路をカーブ状にする対応も検討している旨が示されましたが、さきに述べたとおり、ただでさえ交通量の増加が予測されている箇所をカーブさせ、通過交通に対応することになれば、危険性が増加することが懸念されます。本来であれば、神明通りから南側の道路整備も含めて、事業全体の検証が必要ではないでしょうか。駅南側での交通量の増大が予測されており、道路整備によるボトルネック箇所への交通安全上の課題、環境負荷は著しいと考えます。ボトルネック箇所でのクランク通行、またカーブ通行は、安全上も課題があり、路線全体の円滑な交通と安全確保につながらないと考えますが、区の見解を確認します。

当該路線は、事業費総額も示されず、事業便益分析も実施しないとしています。しかし、多くの立ち退きなどを伴う公共事業として、計画の必要性を客観的に検証する必要があると考えます。本来であれば、道路整備において、事業実施に係る費用対効果を検証することは不可欠であり、既存の町並みに与える影響や整備コスト、整備効果などの検証を行うべきではないのか、確認します。

区は、総事業費の概算について、価格変動の可能性を理由に公表を差し控えるとのことですが、他の事業、例えば直近の西武新宿線緩和」する等々も示されています。東京における土地利用に関する基本方針では、新たな拠点の位置づけが示されていますが、西荻窪駅についてはどのような位置づけとなっているのか、確認します。また、まちづくりの誘導の方向性としてどのような検討が進められるのか、確認します。

道路の拡幅のみに着目しても、11メートル道路が20メートル道路に広がることにより、斜線の起点が建造物より遠くなり、建物を建設する際の制約が緩和されることとなります。建物の前面道路が11メートルだったものが20メートルに拡幅された場合、沿道の建物の建築に当たって、制約などがどのように変更されるのか、影響について確認します。道路斜線制限で見れば、斜線制限を受けない部分が増えることにはないか、確認します。

計画沿線では、計画見直しを求める住民の声が広がっています。地域の商店街では、「ニシオギこのまま」とのステッカーが張り出されています。さらに、8月31日に当該地域で開催された学習会には90名の住民が参加、龍谷大学・服部教授が道路整備によるさまざまな問題を指摘しました。商店街の衰退、個人商店の消失、コミュニティの分断、通過交通の流入による周辺環境の悪化など、各地で発生している道路整備による弊害を明らかにしました。また、補助132号線について触れて、この道路が完成をしていると明言をしています。事業認可を前に計画見直しを求める声や、拙速な進め方をするべきではないとする声も広がっていることを区はどう認識しているのか、確認します。

7月9日、田中区長と計画沿線に居住する住民との懇談会が実施

されたとのことです。補助227号線について、区長は住民の声について触れ、私はそういつたことをお聞かせいただく機会があれば、喜んで皆さんの御意見に耳を傾けたいというふうに思っておりますと明言しています。当区議団は、再三、区長に対して住民との対話を求めてきましたが、今回、区長みずからが住民の切実な声を受けとめる機会を持ったことは重要なことと考えます。住民との懇談について、どのような経緯で実現したのか確認します。懇談の機会を1度で終わらせず、今後も協議を尽くす姿勢が求められているのではないのか、見解を求めます。

また、補助132号線に限らず、133号線などにおいても、区長と住民との懇談の機会を設けるべきではないのか、確認しておきます。

懇談会の席上、住民からは区長に対して、道路拡幅計画に納得できず再考を求める声が寄せられたとのことです。住民の声を受け、区長はどのように対応したのか、確認します。

住民からは、区長に対して直接要望書が手渡されたとのことです。田中区長は、読ませていただきますと受け取ったとのことですが、寄せられた要望に対して、区長はどのような回答をしたのか、確認します。

住民からは、計画ありきで拙速に先行させず、西荻のまちづくりの問題として、住民とともに議論を深めることを求める要望が寄せられています。区はこの間の答弁で、将来の西荻窪のまちづくりは地域住民の意見を踏まえながら進めるものであり、都市計画道路の整備がまちの発展につながるよう事業を進めていくとしています。

この機能も発揮できるものと考えています。

次に、地震被害シミュレーションに関してお答えいたします。

まず、沿道30メートルの59メッシュの建物棟数につきましては、合計約650棟でございます。また、各メッシュ内の焼失棟数の予測は、いずれもゼロから1棟であり、区内では比較的焼失被害が低いと予測された地域となりますが、予測結果はあくまで一定の仮定を置いた被害想定であり、実際の被害状況がこのとおりになるとは限りません。

なお、地震被害シミュレーションでは、現況の被害想定とともに、補助132号線などの優先整備路線の整備や、建物の不燃化、耐震化、狭隘道路の拡幅整備など、減災対策が総合的に進んだ場合の被害を想定したものであり、道路整備のみを行った場合における被害想定は行ってございません。

次に、駅周辺の容積率に関するお尋ねにお答えいたします。

都市計画道路の事業完了による容積率の変更につきましては、当該道路の完成を1つの要素としつつ、周辺状況等を鑑み、都市計画決定権者である東京都において判断されるものと認識してございます。

私からの最後に、東京における土地利用に関する基本方針に関するお尋ねにお答えいたします。

御指摘の方針は、東京都の都市計画審議会が、今後の土地利用の方向性について東京都知事に対して答申を行ったものであり、その中では、都市機能の最大限の発揮のため、拠点ネットワークの充実強化を図ることとされており、従来の生活拠点に加え、鉄道乗車人

一方、道路拡幅に対して、地域の商店や近隣住民から懸念の声が広がっており、まちの発展につながる事業の進め方とは乖離しています。西荻窪のまちづくりと一体に都市計画を検討する上で、都市計画道路の整備を進めるべきではありません。少なくとも、今年度の事業認可手続を行うべきではないと考えますが、区の見解を確認します。

(略)

副議長(島田敏光議員) 理事者の答弁を求めます。

まちづくり担当部長。「まちづくり担当部長(茶谷晋太郎)登壇」
まちづくり担当部長(茶谷晋太郎) 私からは、まず、補助132号線に関する一連のお尋ねのうち、所管事項についてお答えいたします。

答弁に先立ち、さきの第2回定例区議会におきまして、山田耕平議員からの補助132号線沿道の不燃化率のお尋ねに対し、約49%であると御答弁申し上げましたが、再度確認しました結果、約58%であることが判明いたしました。誤った答弁をしまい、この場をかりておわび申し上げます。訂正させていただきます。申しわけございません。

まず、不燃化率の目標につきましては、東京都の防災都市づくり推進計画におきまして、道路幅員16メートル以上20メートル未満の道路では、沿道30メートルの不燃化率が60%以上で延焼遮断帯の機能を発揮するとされていることから、不燃化率60%が最低の目標になると考えてございます。現状で沿線の不燃化率は約58%であることから、幅員を16メートルに拡幅することにより、延焼遮断帯とし

員の多い駅周辺等を地域の拠点として位置づけており、西荻窪駅がそれに該当するとされております。

次に、まちづくりの誘導の方向性につきましては、同方針では、商業、医療、福祉などの生活に必要な都市機能等の集積を図ることとされております。また、区のまちづくり基本方針の地域別方針におきましては、西荻窪駅周辺は落ちつきのある住宅地や文化的で洗練されたイメージを持つ区を代表する個性的な商業・業務地など、地域生活拠点として充実を図ることとされており、今後もその実現に向けて検討を進めてまいります。

私からは以上です。

副議長(島田敏光議員) 土木担当部長。「土木担当部長(友金幸浩)登壇」

土木担当部長(友金幸浩) 私からは、都市計画道路補助132号線と違反広告物に関する御質問のうち、所管事項についてお答えいたします。

初めに、東京都建設局の資料についての御質問ですが、当該データにつきましては、阪神・淡路大震災での被害が甚大であった国道2号線沿線を対象とした建物倒壊等による道路閉塞の調査結果から、幅員が8メートル以上の道路では車両通行が可能であったことを参考情報として掲載しているものでございます。

次に、緊急輸送道路に関する御質問にお答えいたします。

これまでの説明会では、青梅街道から関根橋交差点までが第2次緊急輸送道路として位置づけられているため、災害時の円滑な緊急車両の通行確保が必要である旨、説明してございます。今月1日、

2日に開催したオープンハウスにおきましても、これまでと同様、平面図等でお示ししているところでございます。

東京ガスの情報につきましては、現在も東京ガス西部支店等が組織の見直しを引き続き検討している旨を伺っております。跡地活用の視点も含め、東京ガス西部支店の動向につきましては注視してまいります。

次に、商店街等への影響についての御質問ですが、都市計画道路の整備に当たりましては、商店街を含め、西荻窪のまちの発展につながるよう、地域の方々のさまざまな御意見をお聞きしながら、まちづくりの検討とともに進めてまいります。

次に、交通量予測と交通安全上の課題等についての御質問にお答えします。

令和12年次の交通量推計は、全ての都市計画道路が整備された場合の将来予測であり、今回の優先整備区間である青梅街道から神明通りまでの整備では、大きな交通量の変化はないものと考えております。優先整備区間外の神明通りから井の頭通りまでの計画につきましては、現在の優先整備区間の進捗状況に応じて、次期事業化計画において検討してまいります。

また、交通安全上の課題を指摘されてございますが、現在の車線数を変更することなく、歩行者等の安全性や利便性に配慮した整備を行うてまいります。神明通りとの接続部におきましても、交通管理者と綿密に協議し、安全かつ円滑な通行を確保するよう検討してまいります。

次に、事業費と費用対効果についての御質問にお答えします。

進める意向を伝えております。今後も、さまざまな機会を通じて、地域の皆様の御意見をお聞きしながら事業を進めてまいりたいと考えてございます。

補助132号線に対する御要望につきましては、懇談会の中で回答しており、いただいた要望書についても区長が拝読してございます。

(略)

副議長（島田敏光議員） 都市整備部長。（都市整備部長（有坂幹朗）登壇）

都市整備部長（有坂幹朗） 私からは、建築基準法の道路斜線制限に関するお尋ねにお答えします。

西荻窪駅南側の都市計画道路計画幅員20メートルの沿道における道路斜線の基本的な規制は、前面道路の幅員が11メートルの敷地では、建築物の建築可能な高さは道路境界線より16.5メートルとなり、道路境界線からさらに14メートル敷地側に入った線より37.5メートルとなります。その線を超えると、道路斜線の規制範囲から外れますので、道路斜線の適用はございません。また、前面道路の幅員が20メートルの敷地では、建築物の建築可能な高さは、道路境界線より30メートルとなり、道路境界線から5メートルさらに敷地側に入った線より37.5メートルとなります。その線を超えると、道路斜線の規制範囲から同様に外れますので、道路斜線制限の適用はございません。

なお、建築物の建築可能な高さは道路斜線制限だけで決まるものではなく、隣地斜線制限など建築基準法の規定を満たす必要がござ

事業費につきましては、現在も事業認可に向け東京都と協議中であり、今後、社会情勢の変化により価格変動する可能性があることなどから、公表は差し控えていただきます。

費用対効果の検証につきましては、当該事業の整備効果が地域の防災力や駅へのアクセス及び歩行環境の向上であることから、費用便益分析での評価はなじまないものと考えてございます。

次に、計画見直しについての御質問にお答えします。

補助132号線は、第3次及び第4次事業化計画の検討段階で見直しを行い、パブリックコメントを実施した上で優先的に整備する重要な路線に選定しております。これまでに、路線測量、用地測量時の説明会や、沿道住民の皆様を対象としたオープンハウスの開催、さらにパネル展示会などにより、事業の周知を図ってまいりました。その中で、事業に対し反対の御意見がある一方で、道路整備の早期実現の御要望もお聞きしてございます。

都市計画道路の事業化に向けた手続につきましては、まちづくり方針の策定に向けた検討とともに、杉並区実行計画に基づき進めてまいります。

次に、懇談会に関する御質問にお答えします。

懇談会の経緯につきましては、西荻窪にお住まいの方から区長に申し出があり、まちづくりについて区長と意見交換を行ったものです。懇談会にはさまざまな立場の方がお見えになり、補助132号線の道路計画に反対する御意見もございましたが、区いたしましたし、道路拡幅により、防災力の向上や誰もが安全で快適に通行できる空間の確保が必要なため、重要な事業として計画的に

います。

私からは以上です。

(略)

副議長（島田敏光議員） 20番山田耕平議員。（20番（山田耕平議員）登壇）

20番（山田耕平議員） 何点か再質問させていただきます。

まず、第2回定例会一般質問で答弁として出された、当該路線の沿道不燃化率が49%というものが間違えていたということで、謝罪されて訂正ということだったんですが、延焼遮断帯機能の発揮のためには、沿道の不燃化率というのは極めて重要な指標であると思うんですね。その数値が間違っていたということはまさに衝撃的です。

そもそも、今年度事業認可申請の手続を進めるとしながら、延焼遮断帯の整備が必要ということも言いながら、その沿道の不燃化率すら正しく把握もできていないというのはまさにあきれられるばかりなんですけれども、この沿道不燃化率の計算誤りは、第2回定例会の後、いつの時点で明らかになったのでしょうか。そしていつの時点で計算し直したのか、確認したいと思います。

また、不燃化率の計算というのはどのようにしているんですかね。まさか手計算でやっていたりするんでしょうか。その点確認したいと思います。

あと、地震被害シミュレーションの沿道の現況について、杉並区内の他の地域と比較しても比較的低いということがあったんですけれども、また、一定の仮定ということが示されました。ただ、私、東京大学生産技術研究所の加藤孝明教授に、算出の手法について確認

してみました。杉並区の地震被害シミュレーションについて、この方は、学識経験者としてメッセージを寄せている方です。その方は、計算方法について妥当というふうに言いつつ、どこで出火点が生じるかわからない中での期待値、何百回も地震が発生したときとしての平均値として有効ということ、地震被害シミュレーションはかなり精度が高いものというふうに位置づけているわけですね。そうした中で、一定の仮定にすぎないというものではないと思うんです。この地震被害シミュレーションの沿道の59メッシュの合計値が極めて低い、さらに減災対策をしても大して変わらないという状況であることは、沿道の現況と減災対策を比較した場合でも、焼失棟数に大きな変化が見られないというような状況ではないのか、その点確認したいと思います。

あと、東京ガスの西部支店の移転の可能性についてなんですが、昨年7月の住民説明会と直近のオープンハウスでは、区の説明が明らかに異なっていると思うんですね。防災拠点である東京ガス西部支店がどうなるかによって、この道路整備の必要性そのものが大きく揺らぐということになると思うんです。

今まで説明されてきたようなことが、今行われてないわけですね。東京ガスの移転方針が現在の時点では確認できてないというような状況であれば、今までどおり説明をすればよいのではないかと単純に思うんですね。ただ、そうしたことを区として積極的に確認して、それを確認した上でこの道路整備が必要なのかどうかを検証する必要があると思うんですが、その点はどのようにか、確認しておきたいと思います。

区長、区長に言っているんですよ、区長は都市計画道路の拡張について、決まっていることは絶対やりますという強硬な姿勢を示したということなんです。住民がまちづくりの当事者として将来のまちのあり方を考えて議論が深まることを期待するという、この間の区長の姿勢とはかけ離れたものと言わねばならないと思うんですね。区長はみずからの発言に責任を持って、補助132号線においても、住民が将来のまちのあり方について議論を深めるというその機会を保障するべきではないでしょうか、その点確認しておきたいと思います。

あと、最初の質問に答弁漏れがあったので、補助132号線について、区長と区民の懇談の機会を設けるべきではないかということについてはどうなのか、改めて確認して、終わります。

副議長（島田敏光議員） 理事者の答弁を求めます。

まちづくり担当部長（茶谷晋太郎） 登壇
「まちづくり担当部長（茶谷晋太郎） 登壇」
まちづくり担当部長（茶谷晋太郎） 私からは、山田耕平議員からの再質問のうち、不燃化率及び地震被害シミュレーションに関する再度の御質問に対してお答えいたします。

まず、不燃化率の誤りにつきましては改めておわび申し上げますとともに、今回、第3回定例会に備える中で判明したものであり、原因といたしましては、不燃化率の算出をする際、準耐火建築物を木造建築物としてカウントしてしまうなどの事務的なミスがあったものでございます。今後このようなことがないように注意いたします。算出の手法でございますが、焼失予測の棟数の数値につきましても、コンピューターで一定の仮定を置いた算出をしておりますが、

あと、「新時代のまちづくりみちづくり」、都市整備研究会の資料、また都の説明で、道路幅員8から10メートルで車両通行可能というふうに言っていますが、補助132号線の現況11メートル道路というのは、この都の説明では、災害時における車両通行が可能ということが端的に示されているということではないのでしょうか、確認したいと思います。

さらに、外環の2の必要性のデータでは、補助132号線は道路幅員8メートルあるということで、避難路としても位置づけられているんですね、都の説明では、現況の11メートルの道路でも十分に避難路としての機能、効果は発揮できるということを都が示しているということではないかと思いますが、その点はどのようにか。あと、将来交通量予測について、補助132号線を抜き出した交通量予測も示されないのに、何か変化なしという全く根拠がないことを言われたんですけれども、じゃ補助132号線だけを抜き出した将来交通量予測を示してください。その点ではどういうふうになっているのか。そもそもそうした補助132号線を抜き出した将来交通量予測を実施しているのか、確認しておきたいと思えます。

あと、五日市街道、井の頭通りに抜けるためにボトルネック箇所となるクラック部を通過するということについて、今の時点では南側での交通量が増大するという指標が示されています。たとえカーブにしたとしても、その先の接続に大きな課題があるということは、区は認識しているのかどうか、その点を確認しておきたいと思えます。

時間がなくなってきたんですけども、住民との懇談会の席上、その分母となる現況の建築物の棟数につきましては、沿道30メートルの範囲で手計算で行ったものであり、このようなミスが生じたということでございます。

次に、シミュレーションの結果が現況と大きく変わらないのではないかといった趣旨の御質問かと思えます。繰り返しになりますが、今般の地震被害シミュレーションにしましては、あくまで一定の仮定に基づくシミュレーションの結果でございます。災害の発生状況が想定どおりになるとは限らないといった上、災害発生のリスクは地震に限らず、糸魚川における大規模火災のように、自然災害にとどまりません。東日本大震災の教訓は、想定外の備えが必要だということでございますので、今回のシミュレーションは1つのシミュレーションといった扱いでまいりたいというふうに考えてございます。

私からは以上です。

副議長（島田敏光議員） 土木担当部長（友金幸浩） 登壇
「土木担当部長（友金幸浩） 登壇」

土木担当部長（友金幸浩） 私からは、都市計画道路補助132号線に関する再度の御質問にお答えします。

まず、緊急輸送道路についての御質問ですが、第2次緊急輸送道路の説明につきましては、東京ガス西部支店の移転を正式に聞いているわけではございませんので、これまでと同様の説明を行っているところでございます。地域防災計画での位置づけについては、仮の話であり、どのようになるかわかりませんが、この路線のより一層の防災性向上を図る必要性に変わりはございません。

それから、道路拡幅の必要性、8メートル以上の道路では通行が可能であり、これ以上の拡幅は必要ないのでとの御指摘がございましたが、この資料についてはあくまで事例の1つであり、地震の規模や風速等の条件によって異なるため、必ず安全が保障されるものではないと思います。道路の拡幅は、安全な避難路、緊急車両の通行、救援救助活動の確保や延焼遮断帯の形成など防災力の向上と、歩行者や自転車の円滑で安全な通行空間を確保するために必要となつてございます。

それから、交通量予測についてのお尋ねですが、交通量につきましては、車線を変更しないため、優先整備区間の整備による交通量は大きく増加するとは考えてございませんで、この優先整備区間のみの整備後の予測は実施してございませんで。

また、この都市計画道路は、単に自動車交通を処理するものだけではなくて、自転車や歩行者が安全に快適に利用できる道路空間としても必要なものとなつてございませんで。

最後に、133号線に対する御意見につきましても、この事業に対する御意見については、所管においてもいつでも意見をお聞きしておりますし、今後さまざまな形で意見を聞く機会を設けてございませんで。

いずれにしても、132号線、133号線につきましても、この道路整備がまちづくりにつながるよう、前向きな議論ができればと考えてございませんで。

私からは以上でございませんで。

副議長（島田敏光議員） 以上で山田耕平議員の一般質問を終わります。

令和元年6月7日 都市環境委員会

《陳情の追加署名について》

(1) 1陳情第16号 阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業に関する陳情

(2) 1陳情第21号 都市計画道路補助132号線に関する陳情

川原口宏之委員長 次に、陳情の追加署名がありましたので、事務局長より報告を受けませんで。

議会事務局長 御報告いたします。1陳情第16号阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業に関する陳情につきまして、令和元年6月3日付で9名の追加署名の提出があり、合計が代表者外23名となりました。

また、1陳情第21号都市計画道路補助132号線に関する陳情につきまして、令和元年6月5日付で78名の追加署名の提出があり、合計が代表者外3778名となりました。

以上でございませんで。

奥山たえこ委員 陳情審査について委員長にお尋ねしたいことがあります。発言の許可をお願いいたします。

川原口宏之委員長 許可いたします。

奥山たえこ委員 ただいま署名の追加人数の報告がありましたけれども、ということとは、本日は、議題を見ますと陳情審査が行われないうということになっております。当区においては、陳情の審査率が大変低いということが区民の皆様からも大変苦情が寄せられており

ます。

まして、つい最近区民の方が調べたところ、前議会には130件、陳情・請願が出されていた。そのうち議会がかわることで廃案になったというか流されてしまったものが71件あります。この陳情審査率の余りのひどさというのは、23区では杉並は下から2番目だそうです。多分、ほかの議員の皆さんもお気づきと思いますが。

そこで、委員長に2つだけお尋ねいたします。

まず、本日陳情審査を取り上げなかったのはなぜかということ、この後ほかの機会のあるときに取り上げるとすれば、例えばどういうお見込みなのか、以上お願いいたします。

川原口宏之委員長 今回の2つの陳情についての御質問ということですのでよろしいでしょうか。

奥山たえこ委員 はい。

川原口宏之委員長 どちらも非常に重みのある陳情であるというふうにお受けとめております。非常に多くの方の署名を伴つての、特に21号のほう、都市計画道路補助132号線に関する陳情につきましては、3700名を超える署名を付しての陳情ということで、非常に重みのある陳情であるというふうにお受けとめております。

ただ一方で、そういった当該地域の住民の方々の中には、また違つたさまざまな御意見があるということも見聞をしておりまして、そういう区民意見についてもさらに広く聴取をした上で、そしてここにいる正副委員長互選後初の都市環境委員会の、私も含めた委員の皆さんが、さらに内容であるというふうにお考えしております。繰り返しになりますが、非常に重みのある陳情でありますので、だからこそ軽々に審査をするべきではない、拙速に結論を出すべきではな

いというふうを考えまして、今回取り上げないことといたしました。
また、時期につきましては、今後皆様の見聞がどれだけ深まったのか、また行政の皆様の間もしっかりと見据えた上で判断をさせていただきますと考えております。

令和元年9月19日 都市環境委員会

川原口宏之委員長 ただいまから都市環境委員会を開会いたします。

(略)

《陳情の追加署名について》

1 陳情第21号 都市計画道路補助132号線に関する陳情

川原口宏之委員長 次に、陳情の追加署名がありましたので、事務局長より報告を受けます。

議会事務局長 御報告いたします。

1 陳情第21号都市計画道路補助132号線に関する陳情につきまして、令和元年9月11日付で829名の追加署名の提出があり、合計が代表者外4607名となりました。

以上でございます。

《報告聴取》

川原口宏之委員長 それでは、これより報告事項を聴取いたします。

本日の報告事項は7件です。

質疑は、報告事項を聴取した後にやりたいと存じます。

それでは、順次お願いいたします。

(略)

- (4) 都市計画道路補助線街路第132号線について
- (5) 特別区道における無電柱化整備路線の選定について

土木計画課長 私からは、都市計画道路補助線街路第132号線について報告いたします。

都市計画道路補助132号線につきまして、地域住民への事業の周知を図るため、オープンハウスを開催いたしました。オープンハウス開催の御案内につきましては、沿道区域内の町会にチラシの回覧をお願いしたほか、区の広報や区公式ホームページ、沿道住民へ、3500軒に戸別配布しました。

開催日時と開催場所につきましては、記載のとおり、9月1日曜日と9月2日月曜日の2日間、桃井第三小学校体育館で行いました。

参加者につきましては、9月1日が74名、9月2日が58名で、計132名の方に御参加いただきました。

2日間の主な意見でございますけれども、記載のとおりでございますが、主には道路線形についてや補償内容について具体的な質問、また人命優先で防災性を高めてほしいなどの御意見もございました。

今後のスケジュールにつきましては、今年度中の事業認可申請に向けまして、現在、東京都と協議を行っておりますので、協議が調い次第認可申請を行い、事業認可取得後、工事着手に向けて取り組

んでまいります。

添付資料としまして、沿道の皆様に配布した補助132号線のニュースと、オープンハウス開催のチラシを添付しております。

引き続きまして、特別区道における無電柱化整備路線の選定につきまして報告いたします。

区道における無電柱化の整備を計画的に進めるため、平成29年11月に杉並区無電柱化推進方針を策定し、整備効果の高い4路線を選定いたしました。その方針では、この4路線のうち優先的に着手する1路線を早期に選定し、整備を進めていくこととしていることから、区内に無電柱化路線計画専門部会を設置し、4路線について比較検討を行い、路線を選定いたしました。

まず、選定した路線ですけれども、別紙案内図にお示ししておりますすけれども、4路線のうち、路線の1、紫色で囲ってある、引き出し線で示しているところですが、こちらです。特別区道2096-1号線でございます。荻窪高校とか杉並保健所のある通りを選定しております。

次に、選定理由ですが、無電柱化推進方針で選定した際の視点、また、国の無電柱化推進計画で掲げている要件、地震被害シミュレーション、また無電柱化の施工条件等の観点から総合的に評価を行い、最も評価の高かった路線を選定しております。

今後の進め方ですけれども、東京都の無電柱化チャレンジ支援事業を活用しまして、区の支出を抑えながら進めてまいります。また、東京都や電線管理者等を交えた技術検討会を設置し、地上機器の設置箇所や低コスト化に向けた検討を行ってまいります。

1万メートルに引き上げ、目標達成のため、これまでの取り組みに加えまして、30年度に指定した整備地区において実態調査を実施し、未後退箇所の戸別訪問を行うなど、狹隘道路拡幅整備の加速化を図ってまいります。

次に、平成30年度の狹隘道路の拡幅に関する施策の実施状況でございますが、別紙1をごらんください。初めに、拡幅整備の取り組みですが、1ページの1の表をごらんください。30年度の拡幅整備延長は8330メートルとなっております。そのうち戸別訪問等の折衝による未後退箇所の拡幅につきましては、下の2の表にございますように、1158メートルとなっております。近年、建てかえ件数が減少しておりますが、建てかえに伴う拡幅整備延長は減少傾向にあります。区では、未後退箇所への戸別訪問などの折衝による働きかけを強化しまして、整備延長を延ばすことにより、建てかえに伴う整備延長の減少を補っている状況でございます。

なお、これまでの拡幅整備延長の実績につきましては、2ページの表にございますように、条例改正前の年平均では約7300メートルとなっておりましたが、条例改正後の平成28年度からの年間平均では約8300メートルに増加しております。改正条例では区による拡幅整備を義務づけておりませんが、区整備へ誘導するように積極的に働きかけ、区民や事業者等の協力を得ながら実績を着実に積み上げてきているところでございます。

次に、支障物件の取り組みでございますが、4ページをごらんください。改正条例では、平成29年1月より支障物件の設置禁止を規定しております。区民の方からは、平成30年度までに合計119件

今後のスケジュールですが、来年度予備設計を行い、令和4年度から工事に着手する予定です。

私からは以上です。

(6) 狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況及び今年度の取組みについて

狭あい道路整備課長 私からは、平成30年度における狹隘道路の拡幅に関する施策の実施状況と今年度の取り組みについて御報告させていただきます。

最初に、配付資料の訂正がございます。別紙1の「平成30年度狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況」の1ページをごらんください。2つの表がございますが、誤記がありましたので、恐れ入りますが本席上配付させていただいております資料と差しかえをお願いいたします。

それでは、かみ文をごらんください。初めに概要でございます。

区では、狹隘道路の拡幅を推進するため、平成元年に施行した従来の条例を改正いたしまして、平成28年7月に杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例を施行しております。平成30年度は、拡幅整備の積極的な推進を図るため、本条例に基づく重点整備路線や新たに指定した整備地区におきまして、戸別訪問やチラシの戸別配布による働きかけを実施するとともに、区立施設において重点的に拡幅整備を行ってまいりました。

今年度につきましては、拡幅整備目標を9500メートルからの相談や要望が寄せられてきておりまして、区民の関心も高まってきていると感じております。平成30年度までに合計13件の支障物件の是正を行ってございます。

次に、電柱等移設の取り組みでございますが、5ページをごらんください。平成30年度は、141本の電柱が狹隘道路の拡幅整備に伴いまして適切な位置に移設され、円滑な通行のための道路空間を確保することができました。

次に、助成制度の取り組みですが、543件の助成を行ってございます。門、塀等の除却費や塀の築造費に対する助成制度は、建てかえを伴わないで拡幅整備を検討されている区民の方々にとりましては、工事費の大幅な軽減ができるため、拡幅整備への動機づけとなっております。今後もこの助成制度を継続していくことで、区民の協力を得ながら拡幅整備を推進してまいります。

次に、重点整備路線の取り組みですが、6ページをごらんください。重点整備路線の4路線全体での拡幅整備率は、平成30年度で43.4%となっております。区では、沿道の区民との折衝を鋭意進めているところですが、今後も継続して粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

その他、7ページの普及啓発の取り組みでは、30年度に指定しました整備地区などに、職員が戸別に約5000枚のチラシの配布を行ったり、7回のイベントでの出展や支障物件のパトロールなど、年間を通じまして、あらゆる機会において区民への普及啓発に努めているところでございます。

8 ページの協議会の運営につきましては、3 回の協議会の実施状況を記載しているところでございます。

最後に、今年度の取り組みでありますが、かがみ面をごらんください。

拡幅整備につきましては、これまでの取り組みに加えまして、平成30年度に指定した整備地区における周知活動を実施してまいります。具体的には松ノ木地区の実態調査を実施しまして、拡幅整備対象者に戸別訪問を実施してまいります。

建てかえが伴わなくても、土地所有者から道路拡幅の協力がいただける場合は、塀などの除却や築造に要する費用の一部を区が助成いたしますので、今後、地域への助成の周知活動を行いまして、拡幅整備を誘導してまいりますと考えております。

また、30年度の施策の実施状況につきましては、「広報すぎなみ」11月15日号、あわせてホームページに掲載しまして、区民の皆さんに公表してまいります。

次に、支障物件につきましては、引き続き徹底した指導、必要な措置を実施してまいります。具体的には、重点整備路線における2項道路後退指導のための路線測量や、パトロールによる支障物件の是正指導を行ってまいりたいと考えております。電柱等の移設につきましても、電柱事業者と連携しまして住民折衝を行うなど、突出電柱の取り組みを強化して、適時適切な移設を実施して、円滑な通行のための道路空間の確保に努めてまいりたいと考えております。

最後に、狭あい道路の拡幅に関する協議会でございます。条例の附則第2項に、条例改正後3年を目途として、条例の施行の状況を

防災機能の向上につきましては、災害時の緊急車両の通行や円滑に救助救援活動ができるよう幅員を確保することや、避難路の確保、延焼遮断帯の形成、無電柱化により、通行障害をなくすることができ

ます。西荻窪駅へのアクセスの向上につきましては、高齢者や身障者など、誰もが安全に通行できるよう歩道を広くして、バリアフリー化を図ります。さらに、車道の幅員を拡幅することによりまして、車両や自転車安全に通行できるよう確保してまいります。

大和田伸 委員 そういうことですよ。ただ、議会内では、周知不足だというふうな声も上がっております。区は、この事業について、これまでどのような周知を図ってきたのか。また、重要なのは、実際に周知を図ることよりも、より多くの方にその内容がしっかりと広く伝わること、区が進める戦略的広報というところだと思います。その点について区はどのように捉えているか。

土木計画課長 事業の周知につきましては、これまでも、10年以上前から路線測量の説明会など数々の説明会を開催しまして、それとともに、沿道住民の方々につきましては、オープンハウスを開催したり、各種のイベントにおいてパネル展示を行ったりして周知を図ってきたところでございます。

周知方法につきましては、区としましては、いかに多くの地域の方々に広く伝えられるかが重要ということで捉えてございます。引き続き、工夫しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

大和田伸 委員 テンポよく行きたいと思えます。

勘案し、必要があると認めるときは新条例の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるものと規定されております。

区では、この規定に基づきまして、条例の施行状況の確認と検証及び今後の施策について5月10日に協議会に諮問をいたしました。今後、10月下旬開催予定の協議会において、諮問事項の3回目の審議を行った後に答申文をまとめていただいて、年度内に答申を受け

る予定となっております。

私からは以上でございます。

(略)

川原口宏之 委員長 これより、ただいまの報告についての質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。——それでは、委員会の円滑な運営と公平を期するため、最初の質疑は答弁を入れて一人往復10分程度とさせていただきます、一巡しました後、必要があれば再度質疑をしていただくということで進めていきたいと思えます。議事進行に御協力をよろしくお願いいたします。

大和田伸 委員 私から、まず、西荻の都市計画道路から伺ってまいります。

今定例会の一般質問でも、道路の拡幅に反対する声、あるいは計画の見直しを求める声が上がっております。まずは、この都市計画道路補助132号線の事業目的、改めて確認させていただきます。

土木計画課長 この事業の目的でございますけれども、防災機能の向上、そして西荻窪へのアクセスの向上が事業の目的としてございます。

次に、資料の3の「主な意見」という箇所です。オープンハウスでの主な意見として記載のある、「道路が拡がるとまちが壊れる」というところですか。区としても、この3、主な意見の一番冒頭に示しているぐらいですから、最も同趣旨の声が多かったのか、あるいは区が重く受けとめているか、そういったことだと推察をしますが、この道路が広がるとまちが壊れる、区はこれについてどのように思っているのでしょうか。

土木計画課長 今回のオープンハウスにおきましては、多くいただいた意見でもありました。道路整備は、日常生活におきましてても災害時においても、重要なまちの基盤となります。将来のまちの発展につながるよう、地域の方々のさまざまな意見を聞きながら、まちづくりの検討とともに進めてまいります。

大和田伸 委員 一方で、この手の話には必ずサイレントマジョリティー論というものが出てきます。今回のオープンハウスでも、同じく、主な意見の3番の箇所に、早く整備を進めてほしいという声もあったと記載がありますが、この点についてはいかがでしょうか。**土木計画課長** 補助132号線につきましては、昭和41年の計画変更から現在に至るまで、計画区域内に建築制限がかかっておりまして、既に建物を後退して整備を待ち望んでいる方もおります。そのような声や現状も踏まえて事業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

大和田伸 委員 しかしながら、先ほども取り上げたとおり、反対の意見が一部の方からあるのも事実であります。そういった中で、事業認可は令和2年度に行うのかどうか、確認させていただきます。

土木計画課長 事業認可の時期については、先ほどお話しした説明会とかオープンハウス、補助132号線のニュースなどでも時期についてはお伝えしてございますけれども、今後も、杉並区の実行計画に基づきまして手続を進めていく予定でございます。

大和田伸 委員 これまで長きにわたって、先ほど10年以上という答弁もありましたけれども、事業化に向けて取り組んできたということ、そういった中で、これもさきの一般質問でも上がっていましたけれども、ことしの7月には区長が地元住民十数名と懇談の場を持ったというふうにも聞いています。そして、その席上において、区長みずからが、今後いつでも話し合いに応じるよと、そういった姿勢を示したことは、私どもとても大切だというふうに思っております。

このことも含め、今後も、事業の実施において丁寧に進めていただくこと、これを改めて強く要望いたしますが、最後に、区から御見解なりあれば、お聞きいたします。

土木計画課長 この事業は、現在課題といえますか、喫緊のやっつけなければいけないこととして、いつ起きてもおかしくない首都直下地震の発生が予想されていること、そして少子高齢化社会の中で、安全で快適な歩行空間の確保とかバリアフリー化は、社会からの要請でもあるというふうに認識してございます。

今後、この事業の実施状況に合わせまして説明会などを開催して、丁寧に事業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。
大和田伸 委員 ぜひともその姿勢でお願いいたします。

それが来年度か今年度か、そこはまだこれから、申請した後の審査の状況によって変わってきますので、そういう状況です。

大槻城一 委員 その場合、区間を分けて行うと聞いていますが、第1期区間の延長と完了までは、どのくらいの期間がかかるんですか。

土木計画課長 第1期の事業認可の予定延長でございますけれども、延長約610メートルを予定してございます。その完了の予定、工事期間ですけれども、用地の取得状況にもよりますけれども、約10年を見込んでございます。

大槻城一 委員 あと、いろんなお声をいただくんですけども、その中に、用地買収がおくれている場合はどのような対処になるのかということですが、教えてください。

土木計画課長 用地買収がおくれているというような状況になりましたら、全体のスケジュール等鑑みまして、影響がないか適宜見直しを行いまして、必要に応じて認可期間の延長を図りながら事業を進めてまいります。

大槻城一 委員 また、他の区民の方からは、都市計画道路の計画線にかかる場合は、いつまでに移転をしなければならぬんですか、そういう決まりがありますかという御質問もいただきましたが、いかがですか。

土木計画課長 移転の時期につきましては、土地や建物の権利者と補償とか期限につきまして協議をさせていただいて、その後、売買契約成立後に、契約の定める期限までに移転をお願いしてまいります。

(略)

大槻城一 委員 私からは、まず、都市計画道路補助線街路第132号線について伺います。

私たちが会派にも、非常にさまざまなお声が寄せられております。改めてこの補助132号線の都市計画、これまでの経緯について伺います。

土木計画課長 都市計画道路補助132号線の経緯でございますけれども、これは昭和22年に道路幅員11メートルで都市計画決定をされてございます。その後、昭和41年に道路幅員16メートルに計画変更してございます。これまで、平成16年度の第三次事業化計画、平成28年度の第四次事業化計画におきまして、優先整備路線に選定されてございます。

大槻城一 委員 補助132号線が優先整備路線に選定されている選定理由を改めて伺います。

土木計画課長 優先整備路線の選定理由でございますけれども、まず、東京都の防災都市づくり推進計画におきまして、主要延焼遮断帯というふうに指定されてございます。地域の防災性の向上ということが1つございます。また、地域の拠点であります西荻窪駅へのアクセスの向上を図ること、この2つが選定理由となっております。

大槻城一 委員 先ほどの質疑でちょっと確認なんですけど、この事業認可の取得は今年度なのかそれ以降なのか、確認します。

土木計画課長 事業認可の取得につきましては、今年度に申請をいたします。その許可が東京都のほうからおりるわけですけれども、

大槻城一 委員 この132号線については、今後もし申請、そして認可が得られた場合に、1件1件、区民の方の状況は違います。財産にかかわることでもありますから、本当に丁寧に説明をして進めていただきたいことを強く要望しますが、所管の考えを伺います。

土木計画課長 今委員御指摘のように、用地買収、補償などにつきましては、それぞれ個々の条件、状況によってさまざまございます。そういったこともありますので、これからの物件調査とか用地折衝につきましては、個別に相談に応じられるよう体制を整えて、丁寧に進めてまいりたいというふうに考えております。

大槻城一 委員 今の件は、くれぐれもよろしくお願いいたします。
(略)

くすやま美紀 委員 まず、質疑に入ります前に、陳情の扱いについてなんですけれども、都市計画道路補助132号線に関する陳情について、前回も当委員会ですやかな陳情審査を求めたところなんですけれども、これについて委員長はどのように、いつ陳情審査を行うとか、そのようなことは検討されたのでしょうか。ちょっとその点だけ確認させていただきたいと思えます。

川原口宏之 委員長 この陳情を審査するべきかどうかということについては、副委員長とも相談しながら真剣に検討をいたしました。そういった中で、この間、さまざま方々からのお声をいただいたりとか、あるいは行政側で行っているオープンハウスでのさまざまな御意見を伺う中で、特に交通弱者というふうに言ってよろしいんでしょうか、車椅子の方とかあるいは視覚障害の方とか、そういった方々から、一日も早く歩道を広くしてバリアフリー化を実現してほ

しいというお声がありましたので、そういった小さなお声をないがしろにはいけないというふうにも考えましたので、この委員会のこの場で、この陳情の内容については是非を明らかにするのは非常に困難であろうというふうに考えました。

ということ、今回は陳情審査を行わないというふうに決断をいたしました。

くすやま美紀委員 今後については。

川原口宏之委員長 今後については未定です。

くすやま美紀委員 今、委員長からそのようなお話があったんですけれども、きょうも800人以上の追加署名があったということも報告されましたので、重要なそうした方たちの声も受けとめて、審査をぜひお願いしたいというふうに要望しておきます。

(略)

関口健太郎委員 まず、都市計画道路補助132号線についてなんですけれども、オープンハウスを開催したということで、先ほども御報告がありました。町会の回覧板ですとか、あるいは沿道の3500軒あたりに戸別配布をしたり、区のホームページ、区報にも載せたということであったんですけれども、やっぱりオープンハウスですとか説明会をやるよきの周知というのが足りないなというふうに思っております。

先ほども、きょう傍聴に来ている方とたまたま廊下でお会いして立ち話をしたときに、委員会の傍聴に来る方ですから相当区政に対してのアンテナは高い方だと思わすけれども、そういった方でも、オープンハウスがあったことを知らなかったということをお

しゃっていたんですよね。もちろん住んでいる土地柄を見れば、この道路は通るし、西荻窪駅も使うしということで、そうした方になかなかヒットしていないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、改めて告知というか周知の範囲をもう少し拡大すべきだと思わすけれども、そこはいかがでしょうか。

土木計画課長 今回のオープンハウスの告知につきましては、これまでオープンハウスを開催するときには沿道に戸別に配布してございましたけれども、今回はさらに拡大しまして、1街区隣の道路まで幅を広げまして、戸別に配布しております。また、今回ニュースを作成しまして、今回の事業の内容、必要性とかさまざま、ふだん問い合わせ等いただいている内容につきましてもQ&Aにまとめまして、周知を図っているというような状況でございます。

関口健太郎委員 沿道から1本入ったところもやったということであるんですけれども、そういう次元の低い話ではなくて、もうちょっとまち全体で1本の道を考えるところか、もう少し拡大をさせていただきたいと思わす。

先ほどもお話があったんですけれども、都市計画道路132号線の意義といわすか、課題解決のために何が求められているのかという質問もあつたかと思わすけれども、逆に、区が132号線を整備するに当たつての懸念というのは、何かありますか。

土木計画課長 都市計画道路を整備するに当たりましては、どうしても用地買収とかそういった権利関係が伴いますので、そういった意味で、先ほどお話ししました事業の目的等につきまましてしっかりと周知していかなければいけないというふうに考えてございます。

会の周知をしつかり行つていただければと思わす。知らないからこそ不安になるといふところも大きいかと思わすし、何が起きるのかわからないから不安になるといふところもあると思わすので、そこをよろしくお願わす。

(略)

奥山たえこ委員 大変でしようけれども、よろしくお願わす。

西荻の132号についてお願わす。

先ほど、今回道路拡幅をする目的について、るる伺いましたが、この都市計画が決定されたのは70年以上前ぐらいですよね。そのときの目的は何だったんですか。少子高齢化というのはないと思わすだけども。

土木計画課長 先ほど、これまでの計画の経過ということで、昭和22年に都市計画決定されてございます。その当時、そのもととなるものが、戦災復興都市計画というものが昭和21年に策定されてございます。それは、戦後の状況の復興という形で計画されたもので、都市計画道路の整備の根幹というふうになっているものでござい

奥山たえこ委員 杉並区の西荻地域ですけれども、戦後復興はまだ済んでないでしつた。目的は達せられているんじゃないかということですよ。

土木計画課長 その当時、道路ですので、道路網をネットワークでつなぐというところの当初の目的もございすし、現在、その目的に加えまして、社会情勢の変化に伴つてこの事業化の見直しも行

関口健太郎委員 今お話もありましたけれども、権利関係ですとか用地買収の話、昔からここに住んでいた方は、計画があること自体を知っている方も多いかと思わすけれども、新しく入つてきた方ですとかあるいは相続した方とか、そうした方は、そもそもこの計画自体を知らなかったという方も多くいると思わす。今後も都市計画道路の話つて各地で始まつていくかと思わすけれども、そのときに、相続とかあるいは新規に入つてきた人への周知ですとか、こういう計画がもともある地域なんですよという周知徹底というののどのようになされていふでしょうか。

土木計画課長 これまで説明会とかオープンハウスで、用地測量の説明会につきましては地権者に周知して御案内しているところなんです。登記上権利の移転等あつた場合、そこまで区の間でもなかなか把握するのが難しい状況もございすので、今回みたいなこういったニュースを作成して、現状の状況とかお伝えしたいことの周知を図つてまいりたいというふうになつております。

土木担当部長 補足になりますけれども、私どもも事業については周知を図つておりますが、その土地に都市計画線がかかるかどうかにつきましては、事業じゃなくても、用地の売買で重要事項になつてございすので、この説明がないというのにはございせん。それから、建物の建てかえ等につきましても、その土地にどういう規制がかかっているかというの、必ず調べて、建築確認をとつた上で建てかえておりますので、通常知らないということはなかなかあり得ないのかなと思わす。

関口健太郎委員 いずれにしても、オープンハウスですとか説明

た中で、先ほどお話ししました優先整備路線に選定された理由等がありまして、今回それに基づいて事業化を目指しているというようなこととございます。

奥山たえこ委員 引き続き西荻ですが、都市計画決定をするときには、こういう目的を達したいからというのが必ずありますよね。だからこの地域に都市計画決定をするんだというんでしようけれども、変わってきているわけですよ。これって都市計画決定の変更と必要ないんですか。法令的にはどうなんですか。

土木計画課長 都市計画決定されて、計画の変更もされました。これまで数十年以上たちますので、途中で見直しも行ってございます。その見直しの中で、都市計画道路のあり方等の検討の中で、路線として必要かどうかとさういった検討もしてございますので、そういった中で、今回も継続してやはり必要な路線ということで優先整備路線に選定されているものでございます。

(略)
くすやま美紀委員 次に、都市計画道路の補助132号線について、若干ですけれども質問します。

今定例会の一般質問でも、我が党山田議員がさまざま質問しましたけれども、その中の東京ガス西部支店の移転の可能性について、改めて区の認識をお聞きしたいんですけども、移転の可能性について早急に確認すべきだと区の見解を聞きました。区は、東京ガス西部支店等が組織の見直しを引き続き同様に検討している旨伺っているというようなことなんですけれども、これは移転の可能性があると区も認識しているということなのかどうか、その点、確認

したいと思います。

土木計画課長 東京ガスの移転の可能性ということですが、現在把握していることにつきましては、組織の見直しを検討しているということを確認してございます。引き続き現在も同様に検討しているということですので伺っておりますので、移転についてはまだわかりません。

くすやま美紀委員 答弁では、跡地活用の視点も含め、東京ガス西部支店の動向については注視していくということをおっしゃっていたので、区も移転の可能性があると認識でいいのかなというふうに私どもは思っております。

それで、この道路計画について、住民との懇談のことなんですけれども、区長が計画の見直しを求める方々と懇談されたということをお伺いしております、それは大変重要なことだというふうに思っています。しかし、区長は、決まっていることは絶対やりますというふうな強硬な姿勢だったというふうに聞いております。しかし、本当にそうした姿勢というのは問題ではないかというふうに思っております。

一般質問でも指摘したんですけども、懇談の機会を1度で終わらせるのではなく、今後も協議を尽くす姿勢にこそ立つべきではないかと思っております。きょう、区長がもういらつしゃいませなければ、先ほどの阿佐谷問題にしても、住民との直接対話といえますか、住民の意見を聞くという姿勢に、この道路問題でも引き続き協議を尽くすという姿勢に立つてもらいたいんですけれども、いかがでしょうか。

土木計画課長 これまでいろいろ説明会等、オープンハウスも開催し、また、そういう中でもさまざまな御意見はいただいております。しかしながら、説明会等開催してから10年以上もたつてございまして、また既にそういった中で計画線に合わせて建物を後退しているところもございます。引き続き、事業の進捗に合わせて、広く周知を図りながら、丁寧に事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

くすやま美紀委員 住民の方々は、本当に道路拡幅によってまちが分断されたり、商店街の立ち退きも相次ぐわけですね。商店街が成り立たなくなってしまう、コミュニティが分断されるのではないかなど、さまざまな懸念の声を寄せられています。とにかく住民からは、計画ありきで、もう計画が決まっているんだからということとで拙速に進めるべきでないということは、再三区も聞いていらつしゃると思うんですね。西荻のまちづくりの問題として、住民とともに議論を深めてほしいという要望が寄せられているんですよ。

一般質問でも、山田議員が、費用対効果の算出とか総事業費の試算など示してほしいと言ったんですけども、そういうのは示せないということと答弁がありましたけれども、そういうことも全く納得できません。少なくとも、こうしたさまざまな問題も、私たちの疑問も払拭されないまま、また住民の納得も得られないまま、今年度中の事業認可の手続を行うべきでないということを私は強く主張して、要望となりますけれども、質問を終わります。

川原口宏之 委員長 ただいまから都市環境委員会を開会いたします。

撮影、録音の申請が提出されましたので、これを許可します。

(略)

《陳情の追加署名について》

1 陳情第21号 都市計画道路補助132号線に関する陳情

川原口宏之 委員長 次に、陳情の追加署名がありましたので、事務局より報告を受けます。

議事事務局 御報告いたします。

1 陳情第21号都市計画道路補助132号線に関する陳情につきまして、令和元年11月13日付で432名の追加署名の提出があり、合計が代表者外5039名となりました。

以上でございます。

(略)

川原口宏之 委員長 これより、ただいまの報告についての質疑に入ります。

(略)

くすやま美紀 委員 防災のことをおっしゃいますけれども、道路をつくるだけでなく、防災ということであれば、ほかにもさまざまできる策があるんじゃないかということも、住民の方たちも言っ

しいというような要望もこちらとしては出しました。やはりそうした住民の人たちの要望にも応えていただきたいし、都に対しては、住民の合意なしに事業化しないようにぜひ声を届ける、橋渡しの役をしつかりと果たしていただきたいということを再度求めて、その点についての区の見解を伺って、質問を終わります。

(略)

奥山たえこ 委員 じゃ、続きます。測量についてですけれども、まず、強制的に測量するということが可能なかどうか。また、そのような実例が、杉並区でもいいけれども、東京都でもいいけれども、あるのかどうか。

都市企画担当課長 東京都の事例等はちょっと把握してございませ

んが、説明会においては、丁寧に御説明をして、了承を得たところから測量に入っていくというふうに説明を受けてございます。

奥山たえこ 委員 法令ではどうなっていますかね。土地収用とかそういうの関係で、収用だけではなくて、測量について強制ということはないですか。即答できないのであれば、後でもいいですけれども。

都市企画担当課長 測量につきましては、現在のところ把握してございませ

んが、都市計画事業は、制度上は、最後は土地収用法の適用がなされる。それも条件があると思います。ただ、東京都第三建設事務所は常々、あのときも申し上げましたが、事業に御理解いただくように、丁寧に御説明をしていくというふうに説明をしており

ました。

奥山たえこ 委員 そうなんです。ところが、説明会の最後のほ

おります。

全国では、戦後間もなく決定されたこういう都市計画道路を見直して、やめる決断をしているところも多いというふうに聞いています。沿線住民の人たちも、133号あるいは132号についても、反対の声が多数上がっているのを区も御存じだと思っております。この133号については、都が優先整備路線に選定したといっても、決定から70年以上もたっている状況の中で、改めて住民の人たちの声を聴取して、本当に必要な道路なのかどうかということを、まずそこから、住民の人たちの声を聞いて、改めて見直すということが本来の筋だというふうに思うんですけれども、その点について伺いたいと思います。

都市企画担当課長 説明会でも東京都が申し上げてございましたが、第四次優先整備路線に選定されたときに、ここは重要な整備すべき路線という認識に立ってございます。したがって、今後は、事業の御理解を得るために、測量を含めた中で対応させていただくというふうに聞いてございます。

くすやま美紀 委員 その選定の過程がやっぱり誤りだと思っ

すね。選定してから住民に理解を求めていくというんじゃないかと、そもそも本当に必要な道路かどうかということを、住民の人たちを交えてそこで意見を聞いて、選定すべきだったというふうに指摘しておきたいと思

います。

決算特別委員会でも申し上げましたけれども、住民のこうした切実な声、実態をぜひ都に届けていただきたいと思います。決算特別委員会のときも、ぜひ住民の声を聞いてほしいと区長に、面談してほ

うに、お名前は忘れかもしれませんが、女性の方でしたが、十分説明

した後、それでも同意いただけない場合は、ほかの方、つまり既に立ち退いた方との公平性もあるので、土地収用することもあり得るというふうに答弁しております。これについて区の認識だけ伺いま

す。

都市企画担当課長 この事業に当たっては、事業を御理解して

いただき、スムーズな進捗を期待するところでございます。

奥山たえこ 委員 東京都に、もしくはほかの自治体でもいいです

が、東京都内の自治体で、道路に限定していいですよ、強制収用をやった実例があるのかどうか。即答できないのであれば、調べて次の機会にでも、もしくはほかの機会に答弁を願います。

都市企画担当課長 後日、御報告させていただきます。

奥山たえこ 委員 住民の方にとっては、将来的なことであるけれども、大変重要な点を質問していたのにかかわらず、答弁がなかったのがあります。

補償金がもらえると聞いているんだけど、その金で都内に家が

買えるのかということがまず1つ。

それから、必ずしも家の形に沿って買い取りというか、道路が通

るわけではないから、変な話、私んち、半分だけかかっちゃっているんですよということもあるわけですよ。そのときに、残りのところもちゃんと補償金が出るのかどうか。その2点を伺います。

都市企画担当課長 まず、都内の土地が買えるのかにつきまして、あと残地の補償につきまして、これも共通して説明があった部分

まず、測量して、そのときの状況によらないと、残地の大きさ、補

償額というものが定まらないというふうに私どもも聞いておりまして、認識しておりました。ということで、まずは測量してみないと現実的なことはわかりませんし、また、個々の案件については、個々の協議、折衝になるかと存じ上げます。

奥山たえこ委員 どこが残地になるかがわからないのはいいですよ。そうじゃなくて、一般的な例として、残地にも補償金が出るのかどうかということです。

それから、あともう一つ、補償金で引越せるのかどうかというのはまだきちんと答弁していないですけれども、つまり、高いときに買った人もいるわけですよ。そうすると、住み続けていればそこでのいいのに、ろくにお金ももらえずに、さあ出ていけということになる。大変苛酷な状況になります。

改めて、この2点、伺います。

都市企画担当課長 残地等につきまして、また高いときがどうのこののについて御答弁いたしますが、あくまでもそれは個別のお話になるかと存じます。東京都も、それぞれの案件によって交渉が違う、大きさなりによって条件が違うということでございますので、一概にはお答えは、こちらも控えさせていたきたいと思います。

奥山たえこ委員 課長、おかしいな、話がかみ合わないんだよ。私、わかりやすく言っているつもりなんですけどね。

もう1回言いますよ。まず、今建っているおうち、それは、全部立ち退き地域にひっかかっているところについて伺っています。補償金でちゃんと引越せるような、同じような条件の都内に引越せる金が出るのかどうか、これが1つ。

もう一つ、残地が出た場合にはどうなるかということです。そのときには、補償金じゃなくて、つまり、残地のところにまで補償金が出るのかどうか。繰り返しますが、これを聞きますから、明確に答えてください。

都市企画担当課長 一概に残地といいますが、大きさによりけりで、補償が出るか出ないかというのは個々の事例だと思います。委員の御意見は、東京都にお伝えしてまいりたいと存じ上げます。

奥山たえこ委員 答えてくれないから、答えるまで聞きますよ。残地のことを言っているんじゃないんです。残地のことと、2つ、切り分けて言っているんですよ。残地に補償金が出るのですか。明確に聞いていますよね。それにお答えください。

それからもう一つ、立ち退き地にかかっている家の補償金で家が買えるのかどうか。それに相当するような金額になるのかどうか。もしくは、それは答えられないと言ったたら、そのときの補償金はどういうふうにして算定するのかということですよ。例えばそのころの路線価がどうかとか、何かいろんな答えがあるでしょう。

以上2つ。

都市企画担当課長 繰り返し御答弁になりますが、残地といいますが、測量してみないとどの程度が残地になるのかとか、そういうことでございますので、そこに補償云々は個々の事例となっております。

また、引越し費用どうのこうのということに关しまして、個々の事例になりますので、ここではお答えすることはできません。

奥山たえこ委員 委員長、全然私の質問聞いてないよ。何してるの、

もう。

都市整備部長 お話しになった残地そのものについての補償制度、制度自体、私はないというふうに記憶してございます。ただし、今所管課長がお答えしたように、個々の事例によって、残地がどの程度残っているのか、それによって、その土地を行政が購入するのか、あるいはその残地をもつてどの程度の損害があるのか、それによって、購入した土地の価格にも多少私は反映されるというふうに考えてございます。ですから、今お住まいの方たちに対して、移転するための費用はしっかりと補償されるものというふうに認識してございます。

奥山たえこ委員 もう同じことを繰り返すの、本当、疲れましたよ。残地のことについては、今部長から聞いてわかりました。ただし、部長はかなり含みのある答弁をしたけれども、基本的には残地に補償金は出ないんですよ。知っていて聞いて聞いているんですよ、私は。そこを確認して、答弁をとることが重要なんだから。そして、出る場合もあるというふうな言い方で言葉を濁すのはやめてくださいよ。そういう希望的観測を与えるようなことは。基本的には出ません、ただし、例外的に、こういうことがあれば出るかもしれません、出ないということはないかもしれないと申し上げたいことが誠実な答弁じゃないですか。

それから、今全然答えていないもう一つ。立ち退き地域に完璧にかかっているうちは、そこに出る補償金で同じようなレベルの家が手に入るのかどうか。これ、物すごく重要じゃないですか。これを知らないか、まず、立ち退きに判こを押す前に、測量を受

けるかどうかから変わってきますよ。これからの東京都の計画にだって非常に重要でしょう。明確に答えてください。区民にも全部知らせるから。

都市整備部長 なかなか不明確だと言われていますけれども、先ほど言ったように、制度的なものはないので、あとは個々の事例に応じて、その方がお困りにならないように、東京都のほうで交渉していくというふうに認識してございます。

また、もちろん建物は、私の家なんか計画にかかってしまつて、ここは収用されますよということであれば、もちろん建物についての補償はしていただけるものというふうに認識してございます。それは補償制度がでございます。

奥山たえこ委員 私も、何度も聞きたくない。どうしてこんなにちゃんと答えてくれないんですかね。建物がかかっているとかじゃなくて、道路16メートルつくりますよという、そこにあるおうちのことを聞いているんですよ。何でこんなに答えてくれないの。つまり、これだけあなたたちが答えたくないというときには、言いたくない理由があるんですよ。もう私の聞きたいことはわかっているでしょうから、答えてください。私も疲れたので、お願いしますよ。

都市整備部長 繰り返し御答弁になりますが、先ほどから申し上げているとおり、土地の補償については、残地については、制度的なものはありません。ただ、個々の事例に応じて、その方がお困りにならないように交渉させていただいて、制度の運用を使つて、その方が、先ほどから繰り返しているように、困らないように、お話を、交渉を進めさせていただくものというふうに認識してござ

います。

奥山たえこ委員

いやあ、疲れたけど頑張りますよ。

補償する場合には、どういうふうな補償するかという基準が必ずあるはずですよ。その時々で違いますよ。ところがあつちや困るからね。それから、相手によって、例えば、この人はすごく反対している人だから、この人のおうちの買い取り補償額は、そりゃあんた、5割ですよなんてことはないはずですよ。まず、買い取り補償に関して基準があるのかどうかから、一から伺っていきます。

都市整備部副参事（黒田）

公共事業に伴う用地買収に伴っては、損失補償基準が存在しております。これは、国、東京都、杉並区に關しましても、同じ損失補償基準に基づいて補償等を算定することになります。

先ほどの、今お持ちの建物に対して同等のものが補償されるかという部分につきましては、その基準におきまして、これは東京都と同じ基準ですので、今回の133に完全に一致するかという部分については、責任ある答弁にはならないんですけれども、基準としましては、建物の新築相当額というのを基準上でははじきます。それに対して、再築補償率というものを、要は、建物を使用すれば価値が一部落ちますので、その部分の再築補償率を掛けて求めたものというのが建物の補償額になります。

奥山たえこ委員 かなり求めていた答弁が出てきましたけれども、じゃ、そうしますと、例えば、測量をお願いしに行ったときに、そういうふうな金額、見せてくださいよ、それによって、私も、立ち退きはもとより、その前の測量を受けるかどうか考えますよと言わ

れたときには、ある程度示すことができる、金額として示すことができる。今の時点であればということは。そういうふうな考えていいのかわるか。

都市整備部副参事（黒田）

先ほどの答弁にあわせてなんですけれども、あくまで一般例ということにはなるんですけども、調査の時点での部分の金額を示すことはできません。

調査をすることによって、まず土地の面積を確定して、土地の面積が確定した後、通常であれば、その後、建物の調査というものをさせていただけます。建物の調査においては、建物の建築部材と、外壁だったり内壁だったりといった物の調査をして、現時点において新しく建てたら幾らぐらいの建築費がかかるのかというのを算定して、先ほどの再築補償率を掛けるということになりますので、調査をして初めて、その建物の全体総額、その後に掛ける補償率というものが確定しますので、調査が完了した後でない金額等は示せないというのが一般でございます。

奥山たえこ委員

長い長い質疑でわかったことは、まず、残地については、原則補償はないということが1つ。

それからもう一つ、立ち退きの補償金で家が建つかどうかというのは、測量して、そして、いろいろと建物調査などをしてみなければわからない。つまり、測量を受ける時点では示すことができないということでありました。金額も多分全然わからないということなのだと思えますが、そういう理解でよろしいかどうかだけ伺って終わりたいと思いますが、どうでしょう。

都市整備部副参事（黒田）

委員のおっしゃるとおり、調査が全て終わらないと金額のほうはわからないということは、公共事業においては全て同じだと思います。

(以下略)

議長（井口かつ子議員） 日本共産党杉並区議団代表、20番山田耕平議員。

20番（山田耕平議員） 日本共産党杉並区議団を代表して、予算編成方針とその概要、区政を取り巻く諸課題について質問します。

（略）

次に、都市計画道路整備についてです。

1月8日、補助132号線都市計画道路の事業認可申請を行ったとの情報提供がありました。住民合意のない認可申請であり、近隣住民や商店から懸念の声が寄せられています。

認可申請を受け、近隣住民が区に対して説明を求めたところ、いまだに直接会っての話し合いは行われていません。この間は、住民への丁寧な説明に対して、「今後も事業の進捗状況に合わせまして丁寧に進めてまいります」と答弁しています。近隣住民の要望に応じて、話し合いの機会を保障するべきではないのか、見解を求めます。

この間、近隣住民による「ニシオギ空想新聞」という情報誌が発行されています。大変興味深い内容であり、補助132号線も取り上げられています。その中の住民の声の中には、計画が進められていることを認識していなかったとする声も紹介されています。

そもそも、この都市計画は旧都市計画法に基づくものであり、道路拡張も含む計画変更が決定したのは昭和41年となります。当時の計画決定に対して、住民の意見聴取などの機会が適切に保障されたのか、疑問の声が寄せられています。本来であれば、都市計画法16

条に示された公聴会の開催などが必要になると考えます。

杉並区において、都市計画法16条に定める公聴会等の開催について、条例や規則ではどのように定められているのか、確認します。

都市計画法16条に定める公聴会の開催などについて、他区では定められている事例もあり、隣接自治体の練馬区でも明確に定められています。他区における都市計画やまちづくりにおける住民参加の仕組みや公聴会等の開催について、区においても条例や規則において明確に定めるべきではないのか、見解を伺います。

補助132号線の都市計画について計画見直しを求める署名は5500筆を超えているとのこと。計画ありきではなく、住民とともにまちづくりの観点も含めた再検討を求める声が寄せられています。補助133号線についても、計画の白紙撤回を求める賛同署名は3100筆以上寄せられているそうです。

補助132号線や補助133号線において、計画見直しを求める声が近隣住民や商店に広がっていることを区はどのように認識しているのか、確認します。

地域住民の声を受け止め、まちづくりの観点も含めて計画の再検討を進めるべきではないのか、見解を求めます。

（略）

議長（井口かつ子議員） 理事者の答弁を求めます。

区長。（区長（田中良）登壇）

区長（田中良） 日本共産党杉並区議団を代表しての山田耕平議員の御質問にお答え申し上げます。

（略）

好なまちづくりにつながるよう道路整備を進めてまいります。

（略）

議長（井口かつ子議員） 20番山田耕平議員。

20番（山田耕平議員） 何点が再質問します。

（略）

最後に、補助132号線について確認します。

署名が5500筆という、近年まれに見る数だと思っておりますが、5500筆を超えている。2月8日には、住民や商店会の関係者によるパレードも開催されたということです。計画見直しを求める声広がっている現状で道路整備を進めるということは、答弁で触れられた地域の実情に応じた良好なまちづくりということは到底言えないと思いますが、その点はどのようにでしょうか。

以上確認して、再質問を終わります。

なお、これ以外の点については、予算特別委員会などで取り上げさせていただきます。

議長（井口かつ子議員） 理事者の答弁を求めます。

区長。（区長（田中良）登壇）

区長（田中良） 山田耕平議員の再度の御質問に御答弁申し上げます。

（略）

都市計画道路132号線に関する再度の御質問にお答えします。

補助132号線につきましては、地域の防災力向上や、誰もが安全で快適に通行できる空間の確保が必要なため、重要な事業として計画的に進める考えでございます。引き続きこの事業の必要性を丁

次に、都市計画道路132号線に関する質問でございます。区では、地域の方から説明を求められた際に、より正確にお伝えするため、事前に文書による質問の提示を受けて、文書により回答する場合があります。また、必要に応じて、話し合いの場について説明をしております。

昨年、私自身も地域の皆さんと直接お会いしてお話を伺う機会がありました。この事業を前向きに捉え、西荻窪の町の発展につながるような議論ができるのであれば、真摯に向き合って話し合い、事業を進めてまいります。今後も事業の進捗状況に合わせて説明会を開催するなど、丁寧に事業を進めていく姿勢に変わりはございません。

次に、都市計画法16条に関する御質問にお答えいたします。

都市計画法16条第1項で定められている都市計画の案を作成しようとする場合の公聴会の開催等、住民の意見を反映させるために必要な措置については、条例や規則に特段の定めはございませんが、区はこれまで、住民説明会やオープンハウスの開催など、幅広く住民の意見を反映させるための手続を、法に基づき適切に実施してきております。

次に、都市計画道路の計画の再検討についての御質問にお答えします。

区及び東京都は、補助132号線、補助133号線の事業化に向けて、それぞれ説明会やオープンハウスを開催しております。その中で、早期整備を求める声や計画の見直しを求める声など様々な御意見を伺っております。今後、両路線とも地域の実情に応じた良

寧に説明し、地域住民の意見を踏まえながら、西荻窪の町の発展につなげるよう事業を進めていく所存でございます。

(略)

議長（井口かつ子議員） 以上で日本共産党杉並区議団の代表質問を終わります。

令和2年2月17日 定例会

議長（井口かつ子議員） 6番奥山たえこ議員。（6番（奥山たえこ議員）登壇）

6番（奥山たえこ議員） 杉並を耕す会の奥山たえこです。今回私は、3つの大きな質問を行います。

(略)

次です。16メートル道路建設と杉並のまちの未来です。

何か大きいタイトルになっておりますけれども、高円寺北口に純情商店街がありますよね。南口のほうには高南通りがあつて、幅広い幅の道路があるわけです。全然様子が違いますよね、北と南とでは。私は専ら飲みに行くときとかは大体北のほうに行くんですけども、どちらがまちとしてにぎわっていると思うのでしょうか。もし純情商店街を本当に言うとおりに16メートルの道路にしたら、商店街が2つ潰れますから、ただ車が通るだけの、つまらないまちになってしまいます。高円寺の魅力というものが、もしかしたら分からないんじゃないかなと思うんですよ。

私なんか、地方から来ているから本当に思うんですけども、ああ、あの高円寺に住んでいるんだと思うわけです。いろんなところで、どこにお住まいですかと言われたら、高円寺ですと。あつ、いいですねえ、私、若い頃、阿佐谷に住んでいたんですよという人、結構よく会いますね。学生るとき住んでいたという人も。高円寺の魅力はやっぱりあのごちゃごちゃしたところ。火が出ると危ないから早く逃げなきゃいけないんだけど、あのよさをどう生かすか

というのが、これは、しかし、商売上も絶対ですよ。

新書にあるんですけども、道路建設の弊害という新書がありまして、その中で、中目黒と高円寺を比べているんです。中目黒は道路が広くて、しかもあそこは急行も止まるから、乗降客はすごく多いんですけども、客が落とすお金は高円寺と比べて、高円寺のほうが多いんです。高円寺のほうに乗降客は少ないんですけども。ゆったりまちを回遊して、お買物をしたり飲食店に行ったりするわけです。そういう意味では、まちのにぎわいということで、どうなんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

さて、次です。100年後を考えたとき、人と物を運ぶための車を通すための広い道路は必要だと考えているんでしょうか。実は今回、区長がいろんなところでいろんな会派の方に答弁しているのを見ていくと、区長はむしろ広い道路こそが必要なんだと思っっている。しかも、私はそれは近視眼的な見方だと思っただけでも、区長ははっきりと、100年後を考えたときに、例えば物流とか、それから防災とかということも言っていましたけれども、広い道路が必要だと言っているんですけども、そうなんではないでしょうか。

100年前は車はほとんど通っていませんでしたよ。今から100年後、車は今と同じように通るんでしょうか。今もう既に、若い人は車を持たなくなり、それから4人乗りで頑丈な車ではなくて、1人乗りの車とか、それから無人化した車まで走らせようという時代にだんだんできています。100年後に本当に今と同じように車が必要とされるんでしょうか。それから防災上というならば、車があるとかえって危ないですよ。幹線道路はもちろん車で

通っちゃいけないということで制限されることになっていきますけれども、そうでない道路、車で逃げられたら大変だと思います。そういった意味でもお尋ねします。

ここで、広島県福山市に鞆の浦というところがあつて、ここでは江戸時代のまちがそのまま残っているから、道路が狭くて車がなかなか通らない、離合できないということで、観光客が不便だ、物を運ぶのに不便だということで、そこに橋を架けようという計画があつたんですね、よく御存じだと思いますけれども。山側のほうに架けるか、海のほうに架けるかという、そういう計画があつたんですけれども、これは景観訴訟と言っていますけれども、訴訟で自治体のほうが、福山市のほうが負けました。判決の中では、2009年ですけれども、広島地裁で、歴史的景観は国民の財産であると。そしてその建設の差止めを命じる判決を出したわけです。

そのことと16メートルを比べるのはちよつとあれかもしれませんがけれども、100年後を考えたときに、本当にそんな広い道路は必要なのかといったことを参考にして、区の見解をお伺いします。

(略)

議長（井口かず子議員） 理事者の答弁を求めます。

(略)

土木担当部長。〔土木担当部長（友金幸浩）登壇〕

土木担当部長（友金幸浩） 私からは、道路整備に関する御質問にお答えいたします。

初めに、商店街のにぎわいについてのお尋ねですが、高円寺駅周辺には多くの商店街があり、立地条件などにより雰囲気の違いはご

ざいですが、個性と魅力のある店舗が多く、商店街による年間を通じたイベント等の取組もあり、それぞれの商店街はにぎわっているものと認識してございます。まちづくりは、単ににぎわいだけではなく、防災性の向上や通行の安全性確保など、様々な観点から検討すべきものと考えてございます。

次に、道路の必要性についてのお尋ねですが、都市計画道路は、人や物の円滑な移動のための交通機能だけではなく、環境や防災面で良好な都市空間を形成するとともに、ライフラインの収容空間としての機能も有しております。100年後を見据えたまちづくりを進めるためには、狭隘道路から広幅員の都市計画道路まで、それぞれの機能に応じた体系的な道路網の整備が必要と考えております。私からは以上です。

議長（井口かず子議員） 総務部長。（総務部長（白垣学）登壇）

総務部長（白垣学） 私からは、区民の声にきちんと向き合う体制を整備してはどうかという御質問にお答えいたします。

区民の皆様は、区の進める計画や事業について分かりやすく的確な説明を行い、御理解いただけるよう努めることは区の責務であり、その役割を一義的にそれぞれの所管が担うべきことと考えてございます。そのため、御指摘のような新たな体制を整備する考えはございません。私からは以上です。

(略)

議長（井口かず子議員） 6番奥山たえこ議員。

〔6番（奥山たえこ議員）登壇〕

6番（奥山たえこ議員） 簡単に再質問をします。

(略)

道路のことですけれども、これはもう道路のように平行線で、全くかみ合うことがない。同じように100年先のことを考えていても、私はそんな道路は要らない。私はどちらかというと、井荻とか井草の四角四面なああいうまちよりは、曲がりくねって、坂道があつたりとか、そういうまちのほうが好きなので、これは世界観と言うと大げさだけれども、平行線だとは思いますが、今後も引き続き質問は続けていきますということです。

(略)

議長（井口かず子議員） 理事者の答弁を求めます。

区長。（区長（田中 良）登壇）

区長（田中良） 奥山たえこ議員の再度の御質問に、私から何点かお答えさせていただきますと思います。

まず、道路の問題でございませけれども、100年後の交通事情、今から正確に予測することはなかなか難しいと思いますし、いろんな見方があるだろうというふうに思います。ただ、それは、中長期的に物事を捉えていくことが大事だという例えとして、100年ということがよく言われることとございます。そういう意味でいえば、奥山議員は、くねくね曲がつた道が、それも個人の感想ですから、いいとか悪いとかじゃないと思いますけれども、ただ、物流ですとかあるいは自転車の通行、それと歩行者、また一般的な車、こういった移動手段が安全に行われるためには、交通が行われるためには、やっぱり道路の幅員というのは1つの大事な要素だというふうに思

います。

さらに言えば、隣接した沿道の住環境との関係でいえば、緑地帯を設けるですとか、そういうことによつて騒音ですとか、排気ガスは100年後にはほとんど、もしかしたら心配ないことになっていくだろうと思えますけれども、やはり住環境と交通量ということを考えれば、一定の距離があつたほうが、環境に負荷がかからないということが言えるのではないかなというふうに思います。特に主要な幹線道路についてはそうだろうと思えます。そういう意味で、やっぱり道路整備というのははしつかり必要なことだということと考えております。

(略)

川原口宏之 委員長 なお、田中区長は公務のため、ここで退席いたしますので、お知らせいたします。

《陳情の追加署名について》

1 陳情第21号 都市計画画道路補助132号線に関する陳情

川原口宏之 委員長 次に、陳情の追加署名がありましたので、事務局長より報告を受けます。

議会事務局長 御報告いたします。

1 陳情第21号都市計画画道路補助132号線に関する陳情につきまして、令和元年12月11日付で232名、令和2年2月12日付で303名の追加署名の提出があり、合計が代表者外5574名となりました。

以上でございます。

くすやま美紀 委員 その陳情の取扱いについて委員長に確認したいことがありますので、発言の許可をお願いしたいんですが。

川原口宏之 委員長 はい、どうぞ。

くすやま美紀 委員 この陳情についてなんですが、昨年の第2回定例会、第3回定例会の当委員会において、私は、他の委員も、速やかな陳情審査を求めて発言をさせていただきましたが、今定例会

大変多くの方の署名がつけられているわけですね。やはり住民の声を受け止めて、速やかな陳情審査を行うことは区議会の責務であると考えます。委員長におかれましては、速やかな審査を実施するよう、改めて強く求めておくものです。

以上です。

川原口宏之 委員長 御意見として承っております。

奥山たえこ 委員 私からも同様のことについてお尋ねしたいと思

います。

今回、本会議で区長が答弁をいたしました。それは阿佐ヶ谷北東地区のまちづくりに関することなんですが、あらかたの趣旨としては、資料を出さないじゃないかという議員の一般質問に対して、区長は、いや、そんなことありません、議会にかかる節目節目で出しております。そして、議案というのを出すのは、これはもう最高の決定であります。だから、議会を決して軽視しているのではありません、そういう御趣旨だと思っておりますが、しかし、今回のこの案件、132号については、私が何回目かの委員会の中で、区には議案としてはかからない、つまり議会には意思を諮ることがないというふうにしたしか確認したと思うんですが、だとするならば、言葉はちよつと失礼ですけども、だから委員長が軽んじていらつしやるのか。もしくは、報告として出せばいいんだからということ、もうこのまま行くのかということを知りたいんです。

というのは、区民の皆さんの意見を実際直接伺うというのが陳情審査の場面でありますから、そういった大切な機会がなくなってしまう。まさに既に陳情の中で区民の方が訴えていることが1つ終

においても審査はされないということでありますね。審査を実施しない理由について、第3回定例会の当委員会では、車椅子の方とかあるいは視覚障害者の方とか、そういった方々から、一日も早く歩道を広くしてバリアフリー化を実現してほしいという声があったので、そういった小さなお声をないがしろにしてはいけないということ、この陳情審査については、審査をして是非を明らかにするというのが非常に困難であるというような委員長のお答えだったんですが、そうしたお考えに変わりはなく、今回も陳情審査をしないということなのでどうか、確認させてください。

川原口宏之 委員長 まず、従前から述べている考え方に変わりはありません。反対派の方もいらつしやれば賛成派の方もいらつしやって、そのはざまに立っている委員の皆さんも、この中に半数ぐらいいらつしやるのかなという状況の中で、このことについて審議をする、あるいは議論をするということは非常に困難であるという判断でございます。それは現在も変わりはありません。

それともう一つは、陳情の主旨の中に、「事業認可申請を今年度中に行わないこと」という文言が入っております。後ほど報告事項で報告があると思いますが、このことについては既に願意を満たすことができないということもございますので、それも含めて、今回は審査はしないというよりもできないという判断でございます。

くすやま美紀 委員 陳情というのは、当区議会に対して住民が正式な手続に基づいて行っているものでありまして、特に今回の陳情については、先ほど、代表者も含めると5575名になるんですか、

わってしまっているわけですね。このようなやり方で進めていくと、議会は何をしているんだと私もお叱りを受けているし、多分委員長も受けているのではないかとこのように私は推測するんですが、その辺のことをお聞かせ願えないでしょうか。

川原口宏之 委員長 私も従前から申し上げておりますとおり、今回の陳情、今回5000人を超える署名となりましたけれども、それぐらいい重みのある陳情であるというふうには受け止めております。

ただ、先ほど来申し上げているとおり、様々なお声がある中で、この陳情を審査することが本場に難しいということ、苦肉の判断、苦渋の判断ということをやっておりますので、そういうことで御理解をいただければと思います。

(略)

(7) 東京における都市計画画道路の在り方に関する基本方針について

(8) 東京都都市計画画道路補助線第132号線について

土木計画課長 私からは、東京における都市計画画道路の在り方に関する基本方針と都市計画画道路補助線第132号線について報告いたします。

まず、都市計画画道路の在り方に関する基本方針についてですが、この策定目的につきましては、都市計画画道路の第四次事業化計画で選定しました優先整備路線などを除いた未着手の路線を対象として、事業着手までに期間を要するということから、今後の都市計画画道路の方向性を示すということを目的としてございます。

基本方針の検討につきましては、一定の道路幅員を有する概成道

路の拡幅の有効性、また既存道路の代替の可能性など、4つの検証項目を設けて検証を行ったところで。

その検証結果でございますけれども、添付してございます資料3の検証結果リストを御覧ください。

本方針で計画を変更する路線につきましては、補助229号線の千川通りで、上井草駅北側の練馬区境から新青梅街道に交差するまでの延長660メートルの区間が今回の計画変更箇所となります。

この路線につきましては、既に一定の幅員がありまして、車道幅員や歩道幅員など、道路を構成する要素を満たしていることから、現道に合わせた幅員に変更します。また、交差点拡幅部や都市計画公園等と重複している路線につきましては、今後の交通状況など踏まえて、事業化していく際に検討してまいります。

表面に戻っていただきまして、今後のスケジュールでございますけれども、令和2年度から補助229号線の都市計画変更手続を、都と調整を行いながら、東京都のほうで行ってまいります。

続きまして、都市計画道路補助線第132号線について報告いたします。

補助132号線の事業化に向けまして、これまで地域住民への周知や東京都と協議を行ってまいりましたが、このたび、優先整備区間の一部において、東京都へ事業認可申請をいたしました。

事業認可申請の概要につきましては記載のとおりでございますが、施行区間は、別紙を添付してございますけれども、青梅街道から延長606メートル、幅員16メートル。施行期間は、事業認可の告示日から約10年間というふうに申請してございます。

ものは整備し、見直すべきものは見直すという基本的な考え方に基きまして、今後の都市計画道路の在り方について基本方針をまとめたというものでございます。

大和田伸 委員 そうですよ。しかしながら、これも確認ですけども、都市計画道路に関しては、平成28年からスタートしているいわゆる第四次事業化計画で、その必要性の有無など、計画の見直しは既に行っているわけですね。なぜ再度検証を行ったのでしょうか。

土木計画課長 第四次事業化計画では、道路の必要性の検証は行っております。この基本方針では、優先整備路線に位置づけていない未着手の路線につきまして、まだ事業着手まで期間がかかるということもありますので、現在の道路の拡幅の有効性とか代替となる道路があるかなど検証を行ったものです。

大和田伸 委員 そうしますと、確認なんですけれども、今般報告事項にも上がっている補助132号線などは、第四次事業化計画で優先整備路線として位置づけられているということですから、基本方針の検証、つまり見直しの対象ではないということの理解でよろしいかどうか。

土木計画課長 委員御指摘のように、第四次事業化計画で必要性は確認をしておりますので、今回の基本方針の検証の対象外というふうになっております。

大和田伸 委員 それでは、今御答弁のありました132号線についてであります。

先ほどもちょっとやり取りでも絡んで出ていましたが、先月、事業認可申請が行われたというふうなことであります。まずは、この

かがみに戻っていただきまして、今後の進め方でございますけれども、事業認可取得後、説明会の開催、また整備に関する情報をニュースでお知らせするなど周知に努めて、丁寧に事業を進めてまいります。

今後のスケジュールにつきましては、4月中に認可取得をする予定で、その後、道路の設計などを行っていく予定となっております。

私からは以上です。

(略)

川原口宏之 委員長 これより、ただいまの報告についての質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。——それでは、委員会の円滑な運営と公平を期すため、最初の質疑は答弁を入れてお一人往復15分程度とさせていただきます、一巡しました後、必要があれば再度質疑をしていただくという中で進めていきたいと思っております。議事進行に御協力のほど、よろしくお願いいたします。

大和田伸 委員 私からは、都市計画道路の在り方に関する基本方針と、あと補助132号線に関して、まずは一体的に伺っていきたいと思えます。

最初に、今報告のありました都市計画道路の在り方に関する基本方針の策定に至った経緯を改めてお願いします。確認させていただきます。

土木計画課長 基本方針の策定に至った経緯でございますけれども、道路に対する必要性が多様化しているという中で、整備すべき

事業認可申請の区間を第1期事業区間として分けた理由についてお願いたします。

土木計画課長 優先整備区間を分けた理由でございますが、優先整備路線の区間につきましては、延長が約1キロと長いことから、工事の施工性、また効率性とか考慮しまして、区間を分けて施行するというふうにしたものです。

大和田伸 委員 つまり距離が長いからということですね。そうしますと、第2期事業区間、つまり残りの区間はいつ頃の申請になる見込みなのかということが1点。

また、第1期の事業施行期間がおおむね10年だったですね。令和12年3月31日までとあります。仮に事業期間内に用地の取得あるいは工事が完了しなかった場合、どうなるのでしょうか。

土木計画課長 第2期の事業区間につきましては、これから第1期区間の用地買収などを進めていくわけですが、その進捗状況などを見ながら検討し、適切な時期に第2期のほうも申請していく予定でございます。

大和田伸 委員 今、132号線の報告の中でも、今後の進め方の箇所ですが、「沿道の関係者のご御協力を得ながら、丁寧に事業を進める。」とありました。また、先ほどの基本方針のパブコメの回答、これは東京都が関係するんでしょうけれども、地元の理解と協力を得ながら整備を進めていくというふうな記載がありました。もちろんこの姿勢は最後まで貫いていただくことは当然のことです。仮に長い時間を費やしたとしても、議論が平行線をたどる関係者の方というのもどうしてもいらっしやると思えます。そしてそう

いった方々からすれば、ここに記載のある、御協力を得ながら丁寧に事業を進めていくよといった部分については、到底承服しかねるというふうに思っただけだと思えますが、この点については、所管課、どうなんでしょう。

土木計画課長 区としましては、これまで、この事業の必要性について、様々な機会を得まして説明を行ってまいりました。道路拡幅については、災害時、また日常生活においても重要な役割を担います、とても必要性が高い事業として認識してございます。それで、将来に向けても、誰もが安全で快適に通行できるような事業を進めてまいりたいというふうな考えでおります。

大和田伸委員 難しいところですね、そういうことですね。しっかりとそういった思いを、当たり前のことですけれども、持ち続けること。また、3月だとか人事異動の時期になりますけれども、常に所管課はそういった思いを、言うまでもありませんけれども、持ち続けていただくこと、そういったことをぜひお願いしたいと思えます。

あともう1点、132号線の例のプロポの話、用地の取得だとか物件調査、補償の話の2者の話がありました。時間も限られているので、気づいたところだけ。

別紙のプロポの選定結果を見せていただきました。まず、100点というのはあまり見ないんですけども、経営の状況が100点満点に対して75点。その100点というふうな部分について少し触れていただきたいのと、あとは本質的な部分で、社会的責任が、選ばれた事業者さんはゼロ点というふうなところがやはりどうしても

目につきます。その辺の部分を御説明いただきたい。社会的責任がこういう結果、事業者さんが果たしてその職責を果たすことができるのかなと、これは誰の目にも明らかかなところだと思えますが、その点についてはいかがでしょうか。

都市整備部副参事(黒田) 経営状況の満点につきましては、公会計士に、評価項目として、流動比率、自己資本比率、固定比率、固定長期適合率、売上高経常利益率について分析を委託しまして、選定事業者につきましては、全ての項目において区が定めた率を上回っていることから、100点という結果になったものでございます。

次に質問のありました社会的責任につきましては、ISOの取得の有無及び障害者雇用状況、並びにプライバシーマーク及びISMSの取得状況の2項目について評価をいたしております。選定事業者については、ISOやISMSの認証取得まではしておりませんでした。個人情報等の取扱いについては、社内規定を定め、個人情報保護の保護に努めているなど、業務の遂行に支障はないものと考えており、選定したものでございます。

大和田伸委員 最後の部分、業務に支障はないというふうなところなんですけれども、そうしたことで受け止めさせていただきます。

大槻城一委員 東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針について伺います。

今回検証対象とした一定規模の幅員を有する概成道路は、どのような道路のことをいうのか伺います。

土木計画課長 一定規模の幅員を要する概成道路ということですが、

概成道路とは、都市計画道路で計画幅員が定められておりますけれども、その幅員までは完成してないけれども、現況の道路がある程度の幅員を満たしているというような道路のことを概成道路とっております。

大槻城一委員 今回の基本方針において、区内で概成道路の検証対象となった路線は何路線あったのか伺います。

土木計画課長 区内の概成道路は、東京都で管理している都道と区で管理している区道、合わせまして9路線ありますけれども、そのうち区で管理している道路は3路線あります。

大槻城一委員 区内ではそのうち1路線だけが計画変更となりましたが、その理由をもう少し詳しくお聞かせください。

土木計画課長 概成道路の路線で、既存の道路幅員が、道路の構造上必要な車道の幅員、また歩道の幅員が確保できているかといった検証をした結果、その1路線だけが計画変更の対象というふうになったものでございます。

大槻城一委員 続いて、補助132号線について伺います。

補助132号線は事業認可申請をしたとのことですが、この後、認可取得後、物件調査などを行う予定となっておりますが、区民にはどのように周知をしておくつもりですか。

土木計画課長 取得後の事業周知につきましては、事業認可取得後、用地測量説明会の開催、また事業に関する今後の進め方など情報提供するためにニュースを発行するなど、丁寧に進めて周知を図っていく予定でございます。

大槻城一委員 ぜひ丁寧にやっていたかと思えます。

その物件調査や補償算定などの業者選定の報告がありました。業務内容と委託費用などについて伺います。

都市整備部副参事(黒田) プロポーザルのほうで選定しました業務の内容につきましては、補助132号線業務の用地取得に伴い移転していただく物件の調査であったり補償額の積算、所有者に対する補償説明が主な業務となります。

業務費用につきましては、本業務の実施期間となります令和2年から令和4年度までの3年間で約1億8700万円。3年間の内訳としては、令和2年度9000万円、令和3年度7500万円、令和4年度2200万円を予定し、令和2年度当初予算及び債務負担行為のほうに計上しているところでございます。

大槻城一委員 この物件調査業務委託は、補助金は活用できるのか、お聞きします。

都市整備部副参事(黒田) 都市計画道路につきましては、事業認可を取得することで、用地費及び整備費については都市計画交付金の対象となりますので、活用していきたいと考えております。

(略)

関口健太郎委員 特段何もないということ、それが何よりなんですけれども。

また、先ほどの委員も言っておりましたけれども、ぜひ住民の皆さんに一つ一つ丁寧に、既に周辺にも配っていたりですか、一人一人、周辺の皆さんにも挨拶に行っているということでしたけれども、ぜひそうした形で進めていただければと思います。

続きまして、都市計画道路補助線第132号線用地取得に伴う物件調査及び補償算定等業務受託者候補者の選定結果ということで、これも先ほど他の委員から質問がありました。具体的には物件調査ですとか補償算定、地権者との協議などを請け負うということでありまして、公募型プロポーザルの選定結果における経営状況等に対する評価の社会的責任というところが、40点満点中零点であった、競合したA社も10点であったということで、先ほど問題はないという答弁もありました。ただ、そもそもこの評価項目、今回でいえば社会的責任、先ほどもおっしゃいましたけれども、個人情報の問題とか、あるいは障害者の方を雇用しているとか、そうした名の下に、社会的責任というラベルを貼って評価項目にしたということなんです、この評価項目はどのような基準でそもそも設けられているのでしょうか。

都市整備部副参事（黒田） 今回、こちらの2項目、社会的責任と個人情報の扱いに関することをもって社会的責任の評価をしているわけですけれども、こちらのほうにつきましては、過去のプロポーザルの選定の評価項目等を参考にして、こちらの部分で加点をすることということで設けた項目になります。

関口健太郎 委員 過去に基づくものであるということもお答えありましたけれども、過去のプロポーザルの選定結果で、社会的責任という部分が零点であったということは今までであったんではないか。

都市整備部副参事（黒田） すみません、その部分は把握してございません。

いかがでしょうか。

都市整備部副参事（黒田） 今回の業務に関しましては、こちらの部分を、あえて今後契約に当たって認証を取るよう指導するようなことは考えておりません。

土木担当部長 プロポーザルの選定結果の評点についてでございますが、零点とか100点とかいうと極端な点数に見えますけれども、採点方法につきましては、5人の合計になっておりまして、大体、大変優れている、優れている、4段階ぐらいの採点になっております。そして、4段階の一番上の大変優れているになると、この場合は、5人全員がそれをつければ100点。経営状況については加点がありまして、重みづけがあつて、大変重要な項目であるということで、社会的責任に比べて加点が多くなっている。社会的責任についても、そういう書類がなかったということで、4段階のうち一番下につければゼロ点になってしまうというようなことで、この採点方法につきましても、学識経験者を交えました選定委員会において中身を検討して決めた採点方法でございますので、社会的責任については、実際にプレゼンテーションの中で、個人情報の取扱い等大丈夫だということが確認できましたので、選定した結果でございます。

関口健太郎 委員 いずれにしても、物件調査、補償算定、協議、そういった意味では個人情報の面ではかなりセンシティブな部分だなと思っておりますので、その部分、引き続き、何か問題がないようにということ、よろしくお願いいたします。

(略)

関口健太郎 委員 というのも、区としては、社会的責任ということで、個人情報とか障害者の皆さんの雇用の部分を大事にするべきだということで、多分選定基準として最初に設けて、それが今までつながっていることだと思っておりますけれども、ただ、それが零点になった業者が選ばれて、答弁としては、個人情報の部分に対しては十分に留意するということでありましたが、そうすると、裏を返すと、この選定基準自体が果たして効果のあるものなのかという疑問、そういう矛盾を僕は感じてしまつて、こうした点数で見たときに、零点の業者が選ばれるということに、多分ここにいる皆さんもかなり疑問に思つたことかと思つています。実際中身を聞けば、なるほどということになるんですが、そういった選定基準というものをもう一度しっかり考え直すべきではないかということをおっしゃつたんですけれども、そのところはいかがでしょうか。

都市整備部副参事（黒田） そちらの部分は今後の参考にさせていただきます。

関口健太郎 委員 ぜひそうしたところも、時代の変化ということもあると思つたので、柔軟にお願いできればと思つています。

そして、今回選ばれた業務委託の業者に対して、先ほどは、いろいろとプレゼンですとかあるいは話している内容を聞いた上で、特に問題はないという答弁でありましたけれども、個人情報に関しては、今回であればISOの認証が求められていたとか、そういった基準ですので、その部分を再度しっかりと業者に求めていく、つまり、零点という点数が出してしまったことの穴埋めをしっかりと求めていくということが重要だと思つたんですけれども、そのところは

奥山たえこ 委員 私も現地を見に行きました。大変だと思つたので、よろしく願ひいたします。

次です。132号線に移りますけれども、この計画自体は七十数年ぐらいとかでしたっけね。そうすると、一番初めに申請されたときの申請書類の一式であるとか、それから、オーケーですよといったような書類とか、そういった現物というのは東京都にあるんだらうけれども、写しというのは所管は持つているのかどうか。

土木計画課長 都市計画決定された当時の申請書類については保管してありません。

川原口宏之 委員長 それでは、一巡しましたので、再度質疑のある方は挙手願ひします。

(略)

くすやま美紀 委員 当初からそうした条件をこちらが提示していれば、もう少し早い時期に実現されたのではないかなというような感想を持っております。公園として整備されるということが決まりましたので、また推移を見守っていききたいというふうに思っております。

次に、都市計画道路補助132号線についての質問に移ります。これは1月8日に事業認可申請したとのことですが、施行期間が約10年間にも及ぶ見通しなわけなんですけれども、用地取得などにかかる期間についてのどのような見通しなのかということなんです。長期間にわたるといふふうには区としては判断しているのでしょうか。その辺りをどう見込んでいるのか、お伺ひします。

土木計画課長 用地取得にかかる期間でございますけれども、今の

予定ではおおむね5から6年ぐらいをめどに取得する予定で考えております。

くすやま美紀 委員 それで、第2期の事業区間についてなんですけれども、第1期の事業区間がどの程度まで進捗した段階で、第2期については事業認可申請に進むのか、いかがでしょうか。

土木計画課長 第2期区間に進む、申請する段階の状況というのは、今のところ考えておりますのは、用地買収、個別に買収していきまので、その買収の状況が、ある程度スパンごとに用地が確保できから整備してまいりますので、そのようなスパンごとの整備が進んだ状況を見ながら、次の第2期のほうに進んでまいりたいというふうに考えております。

くすやま美紀 委員 第1期の事業区間と第2期の事業区間の工期が重なるということはあるんですか。

土木計画課長 第1期期間中にある程度用地も取得しながら、第2期区間のほうも申請していくことは考えられます。

くすやま美紀 委員 工期が重なるかどうか。

土木計画課長 工期が重なることもございます。

くすやま美紀 委員 次に、予算についてをちょっとお聞きしたいんですけども、今年度と来年度の予算書を比較してみましたら、都市計画道路の整備、第四次事業化計画というところで、今年度2019年度は478万7000円でした。来年度の2020年度は1億4367万1000円というふうに30倍近く増加しているんですが、補助132号線に関わる予算はどの程度の額に上ることなのか。また、その事業における予算の内訳というのは示して

いただけますでしょうか。

土木計画課長 現段階で132号線の事業認可申請した区間の事業費につきましては、現在審査中でございますので、公表は差し控えてさせていただきます。

来年度の予算についてですけれども、来年度は物件調査、補償算定等進めてまいります。また、用地測量のほうも引き続き行うための予算として、来年度予算要望しているというような状況でございます。

くすやま美紀 委員 次に、事業認可申請の際の申請図書というんですか、開示請求で求めた書類なんですけれども、そこにD資金計画書というのが含まれていますが、事業認可申請区間の資金計画はどのようになっているのか、これは示していただけでしょうか。

土木計画課長 申請書類の中で資金計画ということだと思いますけれども、これにつきましては、まだ区間が確定したわけでもございませんので、認可取得後にははっきりすると思えますので、現段階では公表できません。

くすやま美紀 委員 先ほどの質問も今の質問についても示していただけない。公共事業を進めるに当たって、事業費の見直しも示さずに計画を進めることは許されないと思うんですね。この事業にどの程度の税金が投入されるのかというのは、しっかりと示すべきだということを指摘しておきます。

次に、東京ガス西部支店の移転問題についてなんですけれども、東京ガス西部支店の移転について、この間も進捗状況を伺っていますけれども、今現在はどういう状況になっているんでしょうか。

土木計画課長 区としましては、この事業に関しまして、特に区民のそういう疑問点とか知りたいことなど、ふだん相談に応じております。今回の件につきましても、ある程度事前に質問のほうをまとめていただければ、直接お会いしてお話しすることも、せんだって行った件もありますので、今後も丁寧に進めてまいりたいというふうに考えております。

くすやま美紀 委員 今、せんだっても行われたというのは、2月17日の住民との話し合いのことでしょうか。実施されたというふうに聞いております。どのような経緯でこの話し合いが行われたのか、また、話し合いの内容はどのようなものだったのか伺います。

土木計画課長 事業認可申請した後のことにつきまして、いろいろ、今後の事業の進め方と、用地の関係とか、あとこの計画について、そもそも70年以上前の計画なのにこの進め方ということに関しての質問がございました。

くすやま美紀 委員 そうした住民から寄せられた質問に対しては、区としてどのように対応されるんでしょうか。また、住民の求めに応じて今後も話し合いが行われるんでしょうか、その点確認しておきます。

土木計画課長 今後も、これから事業を進めていく中で様々そういった疑問点、不安なことなどありましたら、当然そういう相談体制をつくっておりますので、丁寧に相談に応じてやっていきたいというふうに考えております。

くすやま美紀 委員 代表質問でも取り上げましたけれども、そして今日も追加署名の報告もありましたが、計画の見直しを求める署

も取り上げました。認可申請を受けて、近隣住民が区に対して説明を求めたところ、口頭での話し合いは行われていないということを指摘しました。区は、住民への丁寧な説明に対して、今後も事業の進捗状況に合わせて丁寧に進めてまいりたいというふうに答弁されていきます。近隣住民の要望に応じて話し合いの機会を保障するべきではないのかと思いますけれども、改めて見解を求めます。

名は5500筆を超えているんですよ。計画見直しを求める声は広範に寄せられています。区はこうした声をどう認識しているのか、改めてお聞きしておきます。

土木計画課長 様々御意見があることは私のほうも承知してございます。しかし、区のほうも、この事業の必要性など、もう10年以上前から地元のほうには説明会などを開催してお伝えしてまいりました。今後も事業を進めていく中で丁寧の説明しながら、また分かりやすく、ニュース発行するなど進めてまいりたいというふうに考えております。

くすやま美紀 委員 説明をしたからいいというものではないと思います。住民合意のない道路整備の強行は撤回するよう改めて求め、質問を終わります。

奥山たえこ 委員 さっきの続きです。132号線。

書類の写しも持っていないということだったんですけども、そうすると、いろいろな経緯が分からないということですか。

土木計画課長 都市計画決定は東京都のほうで行ってございますので、東京都のほうの書類ということになります。

奥山たえこ 委員 じゃあ、東京都には保管されているということを確認したんですか。

土木計画課長 東京都のほうにはあります。
奥山たえこ 委員 そうですか。あるのですか。ありがとうございます。

あと、この土地ですけれども、いろいろと陳情署名が集まっているとおり、反対している方が多数いらっしゃるんですが、用地の

令和2年6月8日 都市環境委員会

(略)

井原太一 委員長 それでは、委員会を再開いたします。

続きまして、4件の報告を聴取いたします。

なお、質疑は報告を一括して聴取した後にやりたいと存じます。

それでは、順次お願いいたします。

(略)

(3) 東京都都市計画道路補助線街路第132号線について

都市計画道路担当課長 私からは、東京都都市計画道路補助線街路第

132号線につきまして御報告させていただきます。

資料は、本文と参考資料として案内図をつけております。

補助132号線は、今年4月7日に一部区間の事業認可を取得いたしました。参考資料の案内図を御覧ください。

事業認可区間は、青梅街道から南に下り、関根橋を越えまして約140メートルほど、全長で606メートルの区間でございます。車道が9メートルと両側に3・5メートルの歩道がつきまして、全体の幅員は16メートルでございます。

事業期間は令和2年4月7日から令和12年3月31日、約10年間でございます。

資料の2の今後の進め方についてでございます。

5月に開催を予定しておりました地権者、借家人、店子等の関係権利者に対する用地補償についての説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮いたしまして、開催を見送るなどの対応を図っ

取得率みたいなものは、今現在とか最近のは出ますか。

土木計画課長 用地測量するときに、立会いして合意という、承諾をいただくんですけども、率にしましては、第1期区間につきましては60%余となっております。

奥山たえこ 委員 測量に反対して応じないという方がどのくらいいらっしゃるのかわかりますか。

土木計画課長 その残りのパーセンテージの部分につきましては、内訳は把握してございませんけれども、いろんな事情で、相続の関係とかで合意されていないというところはあると認識しております。

奥山たえこ 委員 いずれ明らかにしてくださいね。

(略)

ております。現在、関係権利者からの申出によるもの以外の対応は行っておりませんが、今後の感染状況及び国や東京都の動向を踏まえまして、改めて説明会を開催した上で事業を進めてまいります。

また、(2)の事業の施行についての周知でございますが、関係権利者及び地域住民へニュースを郵送またはポスティングした上で、説明の場を別途設けることを現在検討しております。

なお、いずれも、開催時期、場所等につきましては、新型コロナウイルスの感染状況及び国や東京都の動向を踏まえて判断し、詳細な内容が決定次第お知らせいたします。

最後に、予定スケジュールを記してございます。本議会終了後、関係権利者及び地域住民に対して、まずは事業認可取得についてのお知らせを郵送またはポスティングにより行います。また、関係権利者には用地説明会の延期についてのお知らせも併せて行います。説明会等の開催時期については、現在検討中でございます。

私からは以上でございます。

(略)

井原太一 委員長 それでは一巡いたしましたので、再度質疑のある方は挙手願います。

野垣あきこ 委員 (3)、都市計画道路補助132号線についてです。

ちょっと質疑に入る前に委員長に要望があるんですけども、本委員会には、今回の報告案件として示されている補助132号線に関わる陳情が付託をされています。前年度の委員会で複数の委員から陳情審査を求める要望が出されていましたが、結局審査せずに継

続という状態になっていると思います。付託されている陳情は速やかに審査するよう、要望として求めておきたいと思えます。

質問に入ります。

第1次区間の事業費の見通しを確認します。また第2次区間についてもどの程度に及ぶと予想しているのか伺います。

都市計画道路担当課長 第1工区の事業費ですが、概算で約85億円と試算しております。残りの部分、これは駅側になりますので、当然土地の値段ですとかかなり違ってくるので、まだ詳細な金額は出しておりませんが、恐らく倍近くいくのではないかなというふうには考えてございます。

野垣あきこ委員 第2次区間の事業認可の時期はいつごろというふうに想定しているでしょうか。

都市計画道路担当課長 まだ具体的にはいつ行うかは考えてございません。第1工区のほうの用地の取得具合、工事の進め具合などを見て考えていきたいというふうに考えてございます。

野垣あきこ委員 コロナウイルスの感染拡大によって全体のスケジュールに変更点などがありますでしょうか。

都市計画道路担当課長 先ほど御報告しましたとおり、用地補償の説明会のほうが、5月に予定していたものを今見送っているところでございます。その他については、今のところ変更ございません。

野垣あきこ委員 補助132号線については、区はこれまで整備理由の1つとして、沿道にある東京ガス西部支店の緊急車両通行路の確保のためというふうの説明をしてみました。一方、この間、東京ガス西部支店は移転、解体工事が本日6月8日から開始されると

いう状況です。これまで杉並区は、東京ガスの支店の跡地活用を視点到含めて動向を注視するとしてきましたけれども、どのような検討が行われたのか、その結果はどうなっているでしょうか。近隣住民からは、跡地に防災拠点を整備してほしいという要望なども寄せられています。そのような検討は進められたのか、区の見解を伺います。

都市計画道路担当課長 東京ガスの跡地につきましては、これまでお話はしておりますが、現時点で区のほうで用地を取得することとはございません。ただ都市計画区域にかかっている土地でございますので、その部分の用地の取得については、それを前提にしまして、今後もしろいろな御相談があれば伺っていききたいというふう

野垣あきこ委員 補助132号線について、区は計画を進めるという姿勢ですけれども、新型コロナウイルス感染症により経済状況が悪化してしまっていて、税金の使途については、改めて精査するべきではないかと思えます。近隣住民や沿道の商店街からは、コロナ禍の折に道路整備に着手すべきではないという声が区にも寄せられていると思えます。区はこの声を受け止めているかどうか、確認したいと思えます。

都市計画道路担当課長 先ほど御報告の中で申しましたとおり、コロナ下において事業を拙速に進めることはしてございません。説明会を見送るなどのことをしておりますので、そういった状況でございます。

野垣あきこ委員 新型コロナウイルスの影響によって地域商店街は重大な

影響を受けています。そうした折に道路整備に莫大な税金を投入し、第2区間についてはまだ金額が分かってないですけれども、かなりの公費が費やされるということで、地域の住民や商店に立ち退きを含む協議を進めることに怒りの声が上がっております。経済状況が極めて悪化しているという認識に立ち、道路整備方針についても抜本的に見直すということを求めておきたいと思えます。

質問を終わります。

土木担当部長 都市計画道路の整備費についてでございますが、区としましては、安全なまちづくりを進める上で重要な事業と考えております。コロナ感染対策を考える上では、拙速に進めるつもりはございませんが、この事業自体が国や東京都の補助金を財源としておりますので、そちらの財源のほうも見極めた上でしっかりと進めていきたいと考えてございます。

山本あけみ委員 同じく132号線なんですけど、今後のスケジュールで「関係権利者及び地域住民へ」というふうに書いてある部分なんですけど、地域住民というのは具体的にどういった方々でしょうか。**都市計画道路担当課長** 地域住民というのは、具体的に半径何メートルとかいうふうに定めたわけではございません。西荻に住んでいる方という意味でございます。

山本あけみ委員 こういった道路の関係ですと、土地をお持ちの方ですとか使っている方、またお子さんなんかもそうだと思うんですが、関係権利者のほかに、やはりそこで暮らす人の目線というのでも大変重要だと思います。そもそも公費を使って道路を造るわけなので、区民のために造るわけなんですよ。その部分をしっかりと

説明をしてもらいたい。移転だとかお願いするというのは大変なことだと思えます。生活が変わってしまうし、お一人お一人の状況も違うと思えます。年齢だとか家族構成だとか、病気をしている方もいらっしゃるでしょうし、そういったお一人お一人に寄り添って本当に丁寧に進めていただきたいというふうに思っています。道路に関して、私たちも呼びかけも随分いただいています。顔の見える関係の方も多くなってきたところなんですけれども、やっぱりお一人お一人事情が違う、考え方も違う、当然だと思えます。公の事業を進めていく上で、丁寧に進めていただきたいと思います。